



孤独・孤立^{対策}
官民連携プラットフォーム

孤独・孤立対策推進法について

令和5年11月2日

内閣官房 孤独・孤立対策担当室



目次

1. 孤独・孤立対策の背景・基本理念
 2. 孤独・孤立対策推進法の概要
 3. 孤独・孤立対策推進法の施行に向けて
- 
- 



1. 孤独・孤立対策の背景・基本理念

- 孤独・孤立対策のこれまでの取組（背景）
- 「孤独と孤立」 一般的なとらえ方
- 孤独・孤立対策（基本理念、基本方針）
- 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査
- 孤独・孤立対策の重点計画
- （全国版）孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
- 統一的な相談窓口（孤独・孤立相談ダイヤル）、周知広報（ウェブサイト、キャンペーン）





point!

- ★社会環境の変化が孤独・孤立の問題を深刻化・顕在化。
⇒コロナ禍だけの問題ではなく、**引き続き対応すべき課題。**
- ★孤独・孤立の問題は、誰にでも、人生のどのタイミングにも起こりうる。
⇒**年齢・属性にかかわらずあらゆる人が対象。**
⇒福祉分野にとどまらず、**社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて対応することが必要。関係者はどの個別分野よりも広い。**
- ★「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
「相互に支え合い、**人と人との「つながり」が生まれる社会**」を目指すもの。
- ★孤独・孤立対策は、「**予防**」が重要であり特徴。
⇒**ゆるやかな人とのつながり、居場所づくり**をあらゆる分野で進めていく。
- ★あわせて、**声をあげやすい環境づくり**も重要(スティグマ対策)。

孤独・孤立対策のこれまでの主な取組

政府一体となった対策の推進

- 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化
→ 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
→ 孤独・孤立対策推進会議（全省庁の副大臣で構成）を開催し、総合的・効果的な対策を検討・推進

関係予算による施策の推進

- 令和3年3月、孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、予備費等を活用した約60億円の緊急支援策
- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対し、支援対象やスキームの拡充強化を図りながら、令和4年度予算と令和3年度補正予算を合わせて、安定的・継続的に支援
- 令和4年4月の総合緊急対策及び12月の総合経済対策で、孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援、孤独・孤立対策のための環境整備
- 令和5年度予算と令和4年度第2次補正予算を合わせて、60億円を超える規模で安定的・継続的に支援

NPO等との連携・意見聴取

- 「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を令和3年2月に開催
- 「孤独・孤立に関するフォーラム」を令和3年6月～11月に計10回開催（うち3回は地方開催）
- 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和4年2月25日に設立
- 令和4年4月の総合緊急対策及び令和4年12月の総合経済対策で、地方版孤独孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制の推進

情報発信の充実

- 孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するホームページを作成
 - ・ 18歳以下向けのページを令和3年8月17日に先行公開
 - ・ 一般向けのページを令和3年11月2日に公開
- 孤独・孤立対策キャンペーンの開催（令和4年2月～6月、令和5年8月）

施策の更なる充実

- 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、調査結果を施策の充実に活用
（令和3年調査：令和4年4月8日公表、令和4年調査：令和5年3月31日公表）
- 孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定（フォーラムや有識者会議での意見を反映）
→ 孤独・孤立の実態調査結果や官民連携プラットフォームの検討成果等を踏まえ、令和4年12月に改定
- 孤独・孤立対策推進法の成立（令和5年5月31日成立、6月7日公布、令和6年4月1日施行）

孤独・孤立の問題の現状

○ 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立がより一層深刻な社会問題となっている。
自殺者数の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられる。

- ・ 自殺者数(令和2年) : 【総数】 21,081人 (前年比912人増)
【女性】 7,026人 (前年比935人増)
【児童生徒】 499人 (前年比100人増)

※ 令和3年(確定値)の自殺者数は21,007人(前年比74人(約0.4%)減)
男性は13,939人(12年連続の減少)、女性は7,068人(2年連続の増加)、
児童生徒は473人

※ 令和4年(確定値)の自殺者数は21,881人(前年比874人(約4.2%)増)
男性は14,746人(13年ぶりの増加)、女性は7,135人(3年連続の増加)、
児童生徒は514人(過去最多)

- ・ DV相談件数(令和2年度) : 18万2,188件(前年度の約1.5倍)

※ 令和3年度(確定値) : 17万6,967件(前年比5,221件減)

- ・ 児童虐待相談対応件数(令和2年度) : 20万5,044件(前年比1万1,264件増)

※ 令和3年度(確定値) : 20万7,660件(前年比2,616件増)



○ 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、内閣官房孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一体となって孤独・孤立対策に取り組んでいる。

「孤独と孤立」 一般的なとらえ方

一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。
(「孤独・孤立対策の重点計画」より)

	辞書の定義	外国や先行研究等における捉え方	主な支援対象（イメージ）
孤独	【広辞苑】 仲間のないこと。ひとりぼっち。 「～感」 【大辞林】 仲間や身寄りがなく、ひとりぼっちであること。思うことを語ったり、心を通い合わせたりする人が一人もなく寂しいこと。また、そのさま。「孤独な生活」「天涯孤独」	【英国政府の「孤独」の定義】 「仲間づきあいの欠如あるいは喪失による、主観的な好ましからざる感情であり、本人の置かれた社会的関係性の量及び質にずれがある時に生じる」こととされている。 ※英語では、loneliness	不安や悩み、寂しさを抱えている人 「望まない」孤独を抱えているから抜け出せないがますます強くなっている いわゆる「孤高」などとは異なる
孤立	【広辞苑】 他とかけはなれてそれだけであること。ただひとりで助けのないこと。「仲間から～する」「～化」 【大辞林】 1 一つまたは一人だけ他から離れて、つながりや助けのないこと。「敵に包囲されて孤立する」「孤立無援」 2 対立するものがないこと。 「孤立義務」	【先行研究】 地域活動への参加や家族、友人等との会話の頻度等で測られている。 【生活困窮者自立支援法】 経済的困窮の背景として「地域社会からの孤立」が位置づけられるなど、各種政策で対象とする生活課題として捉えられている。 ※英語では、Isolation	地域や社会とのつながりが少ない人 他者・社会との交流の頻度の少なさ 自身の活動 家族構成、 地理的条件、 地域の環境・社会資源

孤独・孤立対策

背景

- 社会環境の変化により人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により**孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化**
※ 我が国は、社会関係資本に関連する指標（社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）等）がG7の中で下位に位置する（国連「世界幸福度報告」）
- 今後、**単身世帯や単身高齢世帯の増加**が見込まれる中、**孤独・孤立の問題の深刻化が懸念**
→ コロナ禍が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

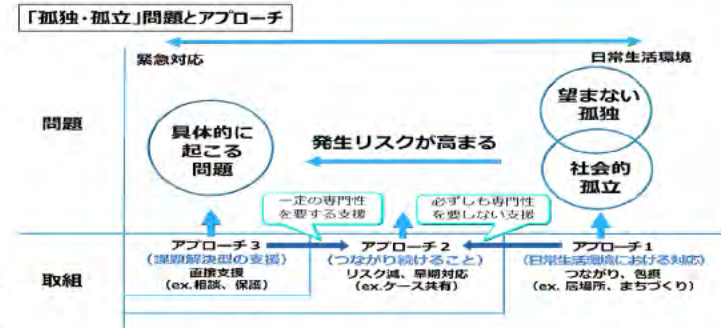
孤独・孤立対策

<基本理念>

- (1) 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に、**社会全体**で対応（孤独・孤立対策はすべての国民が対象）
- (2) **当事者や家族等の立場**に立って、施策を推進
- (3) 当事者や家族等が信頼できる人と**対等につながり**、人と人との「つながり」を**実感**できる施策を推進（ウェルビーイングの向上、社会関係資本の充実も）
社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築ける社会環境づくり
→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

<基本方針> → 具体的施策は重点計画に記載

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
 - ① 孤独・孤立の実態把握、「予防」の観点からの施策を推進
 - ② 支援情報の発信（ウェブサイト等） ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
 - ① 相談支援体制の整備（「孤独・孤立相談ダイヤル」試行等） ② 人材育成等の支援
- (3) 見守り・交流の場や居場所を確保、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり
 - ① 居場所の確保（日常の様々な分野で緩やかな「つながり」を築ける多様な「居場所」づくり等）
 - ② アウトリーチ型支援 ③ 「社会的処方」の活用 ④ 地域における包括的支援体制
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動を支援、官・民・NPO等の連携を強化
 - ① NPO等の活動への支援（各年度継続的に支援） ② NPO等との対話の推進
 - ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
 - ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備



「孤独・孤立対策の重点計画」で、政府が今後重点的に取り組む具体的施策をとりまとめ。
毎年度を基本としつつ必要に応じて、重点計画全般の見直しを検討。

⇒ 孤独・孤立対策を本格実施の段階へ進めていくため、国・地方公共団体における安定的・継続的な推進体制等に係る法整備を行う

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和4年） 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・ 令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、令和4年4月に公表
 - ・ 今回は2回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和4年12月1日（調査への回答期限：令和5年1月18日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全29問）
回答数	調査書類の配布数：20000件 有効回答数：11218件（有効回答率56.1%）
結果公表	令和5年3月31日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト（https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html）及び政府統計ポータルサイト（<https://www.e-stat.go.jp/>）に掲載

孤独の把握方法、孤独の状況

- **孤独という主観的な感情をより的確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用。**

①直接質問

- 直接的に孤独感を質問。直接質問の結果、**孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.9%、「時々ある」が15.8%、「たまにある」が19.6%**であった。一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は40.6%、「決してない」が18.4%であった。
- 令和3年調査と比較すると、孤独感が「時々ある」、「たまにある」及び「ほとんどない」の割合が拡大し、「決してない」の割合が縮小※。

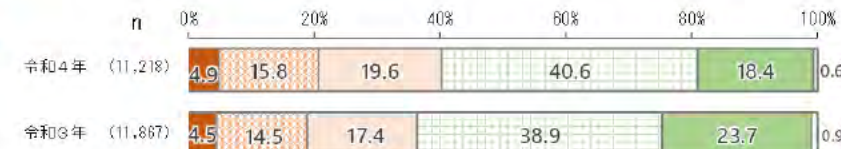
(以上、図1)

【図1】孤独の状況（直接質問）—令和4年、令和3年

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |

■ しばしばある・常にある ■ 時々ある ■ たまにある ■ ほとんどない ■ 決してない ■ 無回答



②間接質問

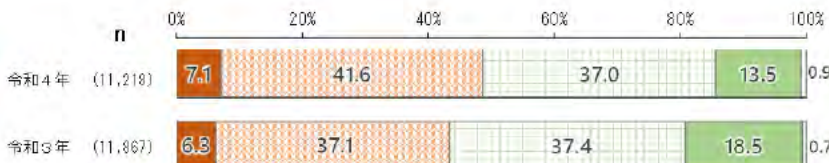
- 孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定する「UCLA孤独感尺度」に基づく質問。3つの設問への回答を点数化し、その合計スコア(本調査では最低点3点～最高点12点)が高いほど孤独感が高いと評価。間接質問の結果、**合計スコアが「10～12点」の人が7.1%、「7～9点」の人が41.6%**であった。一方で「4～6点」の人が37.0%、「3点」の人が13.5%であった。
- 令和3年調査と比較すると、合計スコアが「10～12点」及び「7～9点」の割合が拡大し、「3点」の割合が縮小※。(以上、図2)

【図2】孤独の状況（間接質問）—令和4年、令和3年

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
 ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
 ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

■ 10～12点 (常にある) ■ 7～9点 (時々ある) ■ 4～6点 (ほとんどない) ■ 3点 (決してない) ■ 無回答



(参考)UCLA孤独感尺度

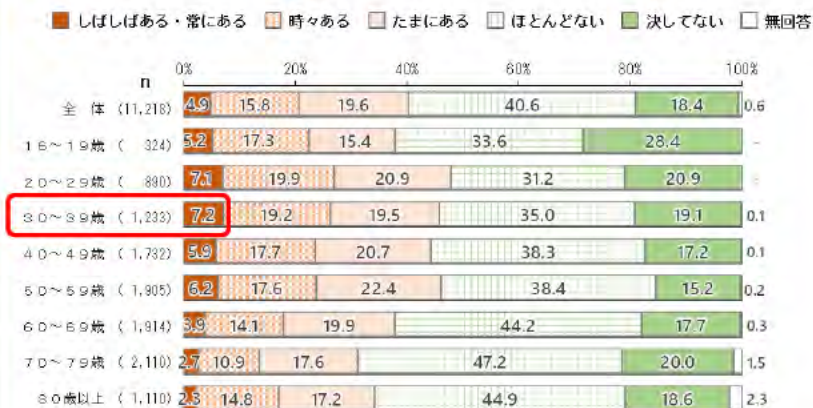
カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)の研究者が孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定しようと考案したもの。本調査では上記の3項目の設問について、それぞれ4つの回答選択肢(4件法)を設定。「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点とし、その合計スコアにより孤独感の高さを測定。

※ 令和3年調査結果との比較においては、比率の差の検定を行い、統計学的に有意差(信頼度95%)が認められる場合にのみ、縮小や拡大等を記載。

孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が最も高いのは、30歳代で7.2%となっている。一方、その割合が最も低いのは、80歳以上で2.3%となっている（図3）。
- 孤独感を男女別にみると、男性が5.1%、女性が4.6%となっている。男女、年齢階級別にみると、その割合が最も高いのは、男性は50歳代で7.3%、女性は30歳代で7.9%となっている（図4）。

【図3】年齢階級別孤独感



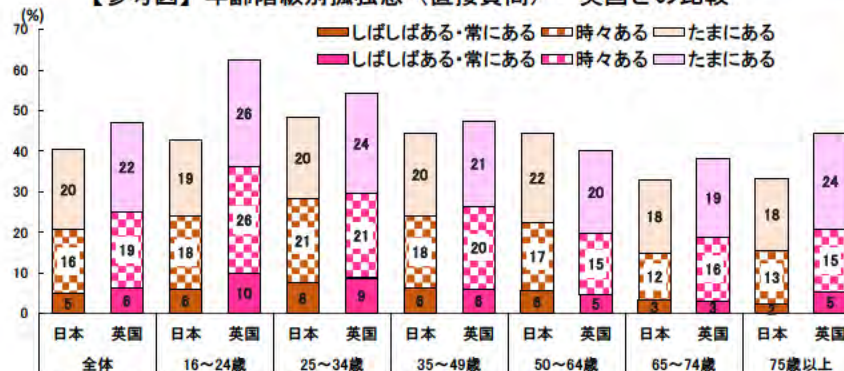
【図4】男女、年齢階級別孤独感



【参考掲載】英国政府の統計調査（Community Life Survey 2021/22）結果

- 英国調査の直接質問では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が22%という結果が公表されている。
- 年齢階級別にみると、16～24歳の年齢階級で孤独感（直接質問）が高くなっている。

【参考図】年齢階級別孤独感（直接質問）－英国との比較

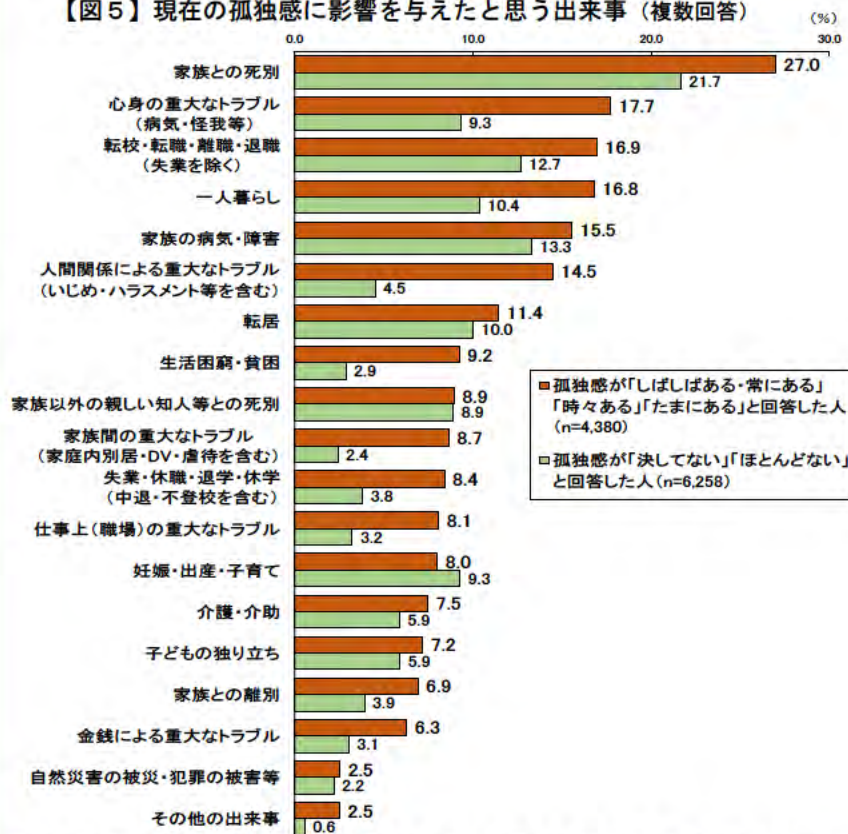


※英国との比較のため、年齢階級及び表章単位は英国の調査に合わせた。
※調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

孤独の状況（現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事）

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独を感じる頻度が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が27.0%と最も高く、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（17.7%）、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」（16.9%）などとなっている（図5）。
- これを、孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人が現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合と比べると、差が最も大きい出来事は「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」であり、次いで、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「一人暮らし」などとなっている（図6）。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事（複数回答）



※孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の無回答(20.6%)、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の無回答(47.5%)は、グラフから省略している。

【図6】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関する回答割合の差（上位10項目）

順位	出来事	回答割合の差(ポイント)
1	人間関係による重大なトラブル(いじめ・ハラスメント等を含む)	10.0
2	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	8.4
3	一人暮らし	6.4
4	生活困窮・貧困	6.3
4	家族間の重大なトラブル(家庭内別居・DV・虐待を含む)	6.3
6	家族との死別	5.3
7	仕事上(職場)の重大なトラブル	4.9
8	失業・休職・退学・休学(中退・不登校を含む)	4.6
9	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	4.2
10	金銭による重大なトラブル	3.2

※上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

孤立の把握方法、孤立の状況

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況(社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート(他者への手助け))の状況から把握。

- ①家族・友人等とのコミュニケーション頻度について、同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合は10.6%となっている(図7)。

【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



- ②社会活動への参加について、特に参加はしていない人の割合が53.9%となっている(図8)。

なお、いずれかの活動に参加している人については、「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動(部活動等含む)」と回答した割合が29.1%と、最も高くなっている。

【図8】社会活動への参加状況

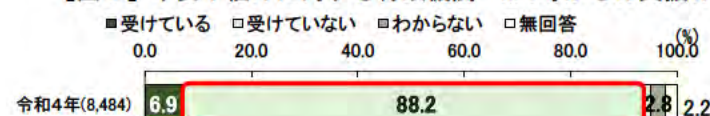


- ③行政機関・NPO等からの支援(注)について、支援を受けていない人の割合が88.2%となっている(図9)。

なお、支援を受けている人の割合については、全体では6.9%であるが、男女ともに80歳以上でその割合が最も高く、男性は14.8%、女性は18.2%となっている。

(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した8,484人を対象として尋ねている。

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況



- ④他者へのサポート意識について、まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」という人の割合が51.5%となっている(図10)。

男女ともに16~19歳でその割合が最も高く、男性は68.1%、女性は68.4%となっている。

【図10】他者へのサポート意識



今後の取組

- 調査結果は、「孤独・孤立対策の重点計画」に基づく各施策の実施や、重点計画全般に関する必要な見直しの検討に活用。
- 孤独・孤立の実態をよりの確に把握できるよう、今回の調査を踏まえた必要な見直しを行った上で、令和5年においても引き続き調査を実施。

孤独・孤立対策の基本理念等を追加

- ✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される
新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施
- ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実に資するという考え方の下で、施策を推進
※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標が G7の中で下位グループに位置している
- ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す

孤独・孤立対策の更なる推進・強化

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】
- ✓ 令和 3 年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進
- ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進
孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】
- ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】

孤独・孤立対策の現状、政府の取組

- 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念
→ 新型コロナ感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施

孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの
 - ・ 当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手法により対応
- 当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む
令和3年実態調査結果を踏まえた「予防」の観点の施策を推進

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
その時々当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実にも資するとの考え方で施策を推進
日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す
- 地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開

孤独・孤立対策の重点計画 概要②

孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや国際比較、学術研究の蓄積等を推進
- ・ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点から施策を推進

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進
- ・ 官民連携プラットフォーム分科会1の検討成果に沿って具体的取組を進める

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ・ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む

② 人材育成等の支援

- ・ 孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進

孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめ、関係府省は、各施策の目標達成に向けて着実に取組を進める
- 政府の孤独・孤立対策は、本計画の基本理念・基本方針に基づき、関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的取組を総合的に実施
関係府省において、各々の所管施策に孤独・孤立対策の視点を組み入れ、事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく
特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく
- 実態調査結果を踏まえ、また、データ分析を推進し、データや国際比較、学術研究も利活用して、毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証し、評価・検証の指標を検討。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらは「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を

実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、

官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成

- ・ 全国的なプラットフォームの活動を促進
- ・ 地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備(「水平型連携」を目指す)
- ・ 官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る
- ・ 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

(1) 分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

(2) 孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ

- ・孤独・孤立対策に関する実務者が日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。

(3) 自治体実務相談

- ・孤独・孤立対策の専門家が現状を聞き取り、実現可能な方向性をともに考え、助言

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

- より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度内に複数回開催予定。

- ・R4. 6.21 第1回「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」
・R4.10.26 第2回「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
・R4.12.20 第3回「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
・R5. 3.16 第4回「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信。
・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施（令和4年度）など

体制

※会員数491団体
(令和5年10月1日時点)

会員 (318)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (140)

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員 (33)

民間団体・助成団体等など
本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会（令和4年度）

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討

- 【目標】「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

- 【目標】・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理
 - ・「相談」と「支援」のつながりの姿・仕組みの提示
- ※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会1：「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

これまでの検討成果の概要

令和4年10月7日

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、「**支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会**」に向けて、**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**を検討。
(※方針(1)：孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 - ①**制度を知らない層**
 - ②**制度は知っているが相談できない層**
 - ③**相談者(相談を受ける人)になりうる層**

3. 現状と課題

&

4. 対策案

※ 対策案については、**速やかに取り組むことが基本であるが、中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる。**

①制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要

- 「**プッシュ型**」、「**アウトリーチ型**」による**予防的な関わり**強化(※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
- 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
- 検索連動型の広告・ポスター
- 孤独・孤立対策強化月間・週間**
- 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

②制度は知っているが相談できない層

相談ハードルを下げる、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**ことが必要

- 制度や相談機関と接する機会の増加
- 申請負担感の削減(オンライン化等)**
- イベントやキャンペーンによる効果的な周知
- 孤独・孤立対策強化月間・週間
- 制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例：アウティング防止、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
- 行政と民間団体の連携**促進 等

③相談者(相談を受ける人)になりうる層

社会的理解や関心、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要

- 身近な**実践者の事例紹介**
- 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
- 認知症サポーター養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人(R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
- ゲートキーパー**等の**既存の取組を推進**
- コーディネートやサポーター体制の整備 等

④その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態(実態調査の結果等)を基礎知識として備えておくことが必要。
- 地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、**広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤にして**孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- 分科会1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「**プッシュ型**」「**アウトリーチ型**」の**支援**については、**分科会2、分科会3の議論とも連携しながら検討**。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会2：きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方 中間整理の概要

令和4年11月9日

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることで、切れ目なく息の長いきめ細かな支援（①）や、地域における包括的支援（②）を推進するため、各主体の役割や責務（③）、各主体間の連携（④）の在り方を整理

社会背景

○「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

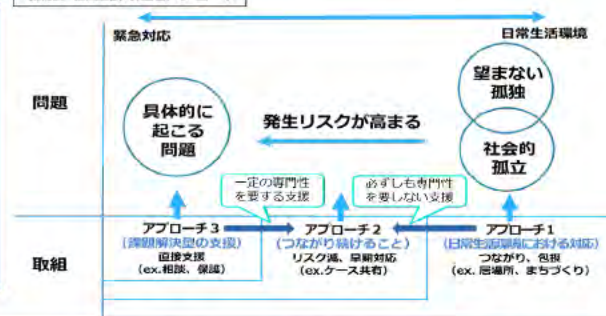
○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ 孤独・孤立に対し、どのように支援を届けられるか。孤独・孤立に至る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか。

何を行っていくべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「息の長い」支援が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
 - ・ 緊急時対応を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
 - ・ 当事者を含め広く多様な主体が関わるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど
- 【主体】国、地方（特に基礎自治体）、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制。ケースに応じて、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れる環境整備。
- 複数の主体が関わって支援を行う際に情報共有。DXの視点（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内 【国(地方)】 各府省の施策に孤独・孤立対策の視点、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた地方自治体の取組の後押し

制度外 【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】 日常の様々な分野（文化芸術、スポーツなど）で「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを多様な形で推進
【国、地方】「つながり」の場づくり自体を施策として評価、本来の政策目的による施策を推進して取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価
【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動について、活動の活性化や参加意識の向上を促進

制度内外の境界 【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せにより対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に官民で対話

連携 【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築（行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」）

※ 施策・事業の運用改善などについて、引き続き議論

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

中間整理概要①

令和5年3月16日

1. はじめに

「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)(2)を踏まえ、「**相談支援に係る実務的な相互連携の在り方**」をテーマとして、**ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制や地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等**を検討。

(※方針(1)：孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
方針(2)：状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる)

2. 検討の視点

孤独・孤立に関する悩みは複雑化・多様化。相談窓口も分野やエリアに応じた様々なものが存在。各主体のみでは対応に限界。様々な相談窓口があるが故に相談を諦めてしまうケースも。

⇒**相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進。**
関係団体の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする。

3. 試行事業の実施

①目的

分かりやすい番号で入口を統一しつつ、あらゆる困りごとを一元的に受付。一つの大きなまとまりとして相談対応。必要に応じ、支援制度や地域の支援機関につなぐ。その在り方を実践的試行を通じて検討。

②意義

団体の専門性等による違いを尊重しつつ、共有できる知識や技術を高める。
⇒孤独・孤立に関わる支援の裾野の拡大。
⇒全体の相談対応の能力の底上げ。

③概要

- 統一番号を設定#9999
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。
- 共通の相談記録票、基本方針を作成。
- つなぎ支援コーディネーターを配置し、つなぎ支援が必要な事案が発生した場合等に協議、調整。
- 4回に渡って、実施方法等を変更しつつ試行。期間中は24時間体制。
- SNSで話したい人のために専用のチャットボットで案内。

4. 試行事業の成果、課題と対応案等

①成果

- **ワンストップの総合的な相談支援体制構築の素地を構築。**全国各地の相談支援機関間の関係作りに貢献。
- 孤独・孤立という幅広い相談に、つなぎ支援コーディネーターを含めチームで対応。
- **孤独・孤立の相談に対する対応方法等の共通認識や技術の向上。**
- 既存のダイヤルに相談していない新たな相談者にも対応。年末年始を除き、高い応答率で対応。
- 孤独・孤立の相談者の傾向の把握。

②課題と対応策

- **早期からのより広範な周知**(予め時期を決め、特定の期間に定期的に実施等)
- **相談体制の適切な強化**(定期的な実施、必要度の高い時間帯に重点)
- **つなぎ支援コーディネーターの育成・確保**(より多くの団体の参加、コーディネーターによる交流、情報交換)
- **相談支援にあたる人材の育成**(孤独・孤立に関する相談について実践を踏まえた情報共有等)
- **緊急対応が必要でない相談者の居場所の確保**(ピアサポートの推進やデジタル技術を用いたつながりの場の検討)

- **若年層への対応**(30代以下の相談は3割以下、広報活動の工夫、SNSや音声チャットなどの実施など)

③その他

- 音声ガイドは孤独・孤立での悩みに集約しつつも、一定の専門分野の回線も設けて実施することが望ましい
- 公的相談支援機関、公的相談ダイヤルとの連携を強化
- 中長期的により覚えやすい3桁番号導入の検討

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
中間整理概要②

令和5年3月16日

5. 相談支援の実務的な相互連携に向けて

- 相談から支援につなぐ実践に課題。各相談機関と支援機関との、相談期間に関わらない、情報交換・交流が必要。
- 地方における官民連携プラットフォームにおける社会資源情報の整理・共有、地方における孤独・孤立相談窓口との連携。
- 個別の情報共有をスムーズにする観点から、要対協のような仕組みの創設。
- 支援制度や相談先の広報も積極的に実施。

6. おわりに

- 今後さらに、地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等についての検討を深める。
- 「ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制」については、今後の試行の成果や稼働を踏まえつつ、本格実施に向けた環境を整備。
- 中長期的には、地方における支援機関間の連携や相談窓口の進展の状況を踏まえつつ、#9999から各地方の相談窓口につなぎ、国は地方が対応にしにくい時間帯や相談が集中する特定の期間、専門分野の相談等に重点をおく体制について検討。

(参考)孤独・孤立相談ダイヤル試行事業の概要

第1期の状況(7/7～7/14)

- 呼出件数：14,678件、接続完了：3,823件、応答率：26.0%
- 利用者が選択できる分野は8、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第2期の状況(8/30～9/6)

- 呼出件数：10,353件、接続完了：1,998件、応答率：19.3%
- 利用者が選択できる分野は8、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- 応答率は、孤独・孤立：27.3%（10.5%）（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち：78.6%（86.9%）
生活困窮：47.1%（12.6%）
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

12月1日(いのちの日)の状況

- ねらい：いのちの日に合わせ、「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。
- 呼出件数：813件、接続完了：489件、応答率：60.1%
（参考）18歳以下 呼出件数 65件（49件）
- 利用者が選択できる分野は2
応答率は、18歳以下：60.0%（26.5%）（※（ ）は第2期）
18歳より上：78.4%（27.3%）
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

年末年始の状況(12/28～1/4)

- ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、利用者のニーズが高まる時期に実施。
- 呼出件数：26,567件、接続完了：1,165件、応答率：4.4%
- 利用者が選択できる分野は3
応答率は、18歳以下：57.8%
性別の違和等18.3%
孤独・孤立：6.1%
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：17件

孤独・孤立相談ダイヤル（統一的な相談窓口体制の推進）

- 長引くコロナ禍や物価高騰等を踏まえ、**孤独・孤立で悩む方へのきめ細やかな対応**が課題。
- 孤独・孤立に関する**個人の悩みは複雑化・多様化**。一方、**相談窓口は分野やエリアに応じた様々なもの**が存在。
- 相談窓口へのアクセスの容易化、相談ニーズへの迅速な対応のため、**NPOなど関係団体が連携して、統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制（「孤独・孤立相談ダイヤル」#9999）や相談と支援をつなぐ連携の強化**を試行中。

実施体制

- 官民連携プラットフォームの担当幹事団体が本試行の実施に向けて企画、検討。
- 相談対応、地域での支援については、官民連携プラットフォーム加入団体が協力。
- 関係省庁、電気通信事業者、各自治体、警察、自立相談支援機関等の協力を得て実施。
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。

実施状況

7月 7日～7月14日	第1期試行
8月30日～9月 6日	第2期試行
12月1日～2日	いのちの日に試行
12月28日～1日4日	年末年始に試行

※試行終了後、分析、検証、プラットフォーム分科会で今後の方策の検討

第1期の状況

- 呼出件数：**14,678件**、接続完了：**3,823件**、応答率：**26.0%**
- **利用者が選択できる分野**は8、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第2期の状況

- 呼出件数：**10,353件**、接続完了：**1,998件**、応答率：**19.3%**
- **利用者が選択できる分野**は8、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- **応答率**は、**孤独・孤立：27.3%（10.5%）**（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち：78.6%（86.9%）
生活困窮：47.1%（12.6%）
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

12月1日（いのちの日）の状況

- ねらい：**いのちの日に合わせ、「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。**
- 呼出件数：**813件**、接続完了：**489件**、応答率：**60.1%**
（参考）18歳以下 呼出件数 65件（49件）
- **利用者が選択できる分野**は2
応答率は、18歳以下：**60.0%（26.5%）**（※（ ）は第2期）
18歳より上：**78.4%（27.3%）**
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

年末年始の状況

- ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、**利用者のニーズが高まる時期に実施。**
- 呼出件数：**26,567件**、接続完了：**1,165件**、応答率：**4.4%**
- **利用者が選択できる分野**は3
応答率は、18歳以下：**57.8%**
性別の違和等18.3%
孤独・孤立：6.1%
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：17件

⇒ 統一的・総合的な相談支援体制の本格実施に向け、取組を継続

孤独・孤立対策ウェブサイト

- 孤独・孤立で悩んでいる方向けに、孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するウェブサイトを作成。（18歳以下向け：2021年8月～、一般向け：2021年11月～）
- チャットボット（自動応答システム）により、相談者を適切な支援制度や相談先へご案内するとともに、孤独・孤立で悩んでいる方が声を上げやすくなるコンテンツを掲載。

概要

作成にあたって、NPO法人、ソーシャルメディア事業者等で構成される企画委員会で内容等について検討。

<主な機能・取組>

- (1) チャットボット（自動応答システム）の導入
 - ・ 自動応答により相談者を適切な支援制度や相談先へ案内
 - ・ 関係府省の支援制度や相談窓口をあわせて約150をカバー
- (2) チャットボット利用結果をPDF様式で出力可能
 - ・ 利用者の備忘録、自治体の相談窓口等において自らの状況を説明する手助け
- (3) 孤独・孤立で悩んでいる方が声をあげやすくなるコンテンツを掲載
 - ・ 悩みを抱えている人の質問と回答、専門家のヒント、メッセージ、キャンペーンなど
- (4) 子ども用の専用ページを開設
- (5) 外国語のページを開設（10言語、2023年3月公開）
- (6) 市区町村の支援制度の手続き情報につなげることが可能に（2023年5月～）
 - ・ チャットボットの利用結果からマイナポータル「ぴったりサービス」への接続実施
- (7) 携帯電話事業者との連携によるプッシュ型での情報発信の取組
 - ・ 携帯電話料金の支払いが遅れている方に対する案内（SMS又はメール）の中で、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介（2023年8月より、4大携帯キャリアで連携実施（ソフトバンクとは、2023年2月より先行して連携開始））



内閣府官民協働・孤立対策担当部署 孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果	
相談項目	子育て
相談内容（詳細）	子ども・子育てについて相談したい
相談内容（詳細）	子育ての労と負担を減らす方法を相談したい
支援制度・相談窓口	「地域子育て支援拠点事業」
結果	自治体の子育て支援課の窓口まで案内する案内を出力し、子育てに関する自治体・自治体の相談窓口、自治体の相談窓口を案内しています。
担当者・相談員・相談先	【相談員】お住まいの自治体【相談先】お住まいの自治体【相談先】お住まいの自治体【相談先】お住まいの自治体
メモ	（このメモは相談員が記入するものと、相談先が記入するものと、両方とも記入してください。）

チャットボットとは、利用者の質問に対して、あらかじめ設定された回答を自動で返すシステムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたのために」は、このシステムを利用しています。利用者の質問に対して、あらかじめ設定された回答を自動で返すシステムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたのために」は、このシステムを利用しています。利用者の質問に対して、あらかじめ設定された回答を自動で返すシステムのこと。孤独・孤立対策ウェブサイト「あなたのために」は、このシステムを利用しています。

支援制度・相談窓口の相談先情報へ

孤独・孤立対策ウェブサイトのチャットボット利用結果は、悩んでいる方の質問に対する自動的な回答であり、悩みの内容と関連する相談先のある支援制度・相談窓口を案内しています。また、本結果は、悩んでいる方の自治体の支援制度・相談窓口の相談先情報とコミュニケーションを円滑にする目的で作成しています。本結果をお使いの際は、相談先には、上記の支援制度・相談窓口の相談先情報、また、お住まいの自治体の相談先には、その相談先を案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

内閣府官民協働・孤立対策担当部署

令和5年 孤独・孤立対策キャンペーン 「大丈夫！あなたはひとりじゃない」実施概要

趣旨・目的

- 孤独・孤立に関する知識及び支援制度・相談窓口の普及啓発
孤独・孤立は、誰にでも起こりうることであり、国民に身近な問題であるという社会認識を醸成するとともに、困った時の支援制度や相談窓口等について周知する。
- 孤独・孤立対策に取り組む「担い手」の拡大
先進的な孤独・孤立対策を行う民間企業やNPO等の取組を紹介し、孤独・孤立対策に取り組む「担い手」の拡大を図る。

期間

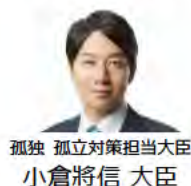
8月中旬～

主な取組

○孤独・孤立に関するメッセージ動画の配信【8月31日】

小倉大臣と著名人による1分の動画で「孤独・孤立は誰にでも起こりうる」「相談・支援を求めることや人に頼ることは必要なこと」等のメッセージを発信

▼メッセージ動画 出演者



孤独 孤立対策担当大臣
小倉将信 大臣



NPO法人あなたのいしょ 理事長
大空幸星 氏



俳優
生駒里奈さん



孤独・孤立対策担当室
(内閣官房)
YouTube アカウント

○大臣との座談会動画の配信【8月31日】

小倉大臣と孤独・孤立対策に資する取組を行っている民間企業3社の担当者との座談会形式の動画（1時間程度）を収録しYouTubeで配信

※短く編集したショート動画も数本作成し、同じくYouTubeで配信

▼座談会動画 出演企業

イオンタウン(株)

千葉県イオンタウン旭で、「おひさまテラス」という多世代の交流・居場所を提供する取組を実施

サントリーウエルネス(株)

高齢者施設の利用者等に向けて、サッカー応援参加型プロジェクト「Be supporters!」を展開

ソフトバンク(株)

料金の支払いが遅れている利用者への案内(SMS)に孤独・孤立対策ウェブサイトのリンクを掲載

○啓発ポスター及びWEBバナーを活用した広報【8月～】

孤独・孤立の問題を抱える当事者へ孤独・孤立対策ウェブサイト(チャットボット)の利用を促すポスター・WEBバナーを作成

▼ポスター



▼WEBバナー



○X(旧Twitter)及びWEB広告【8月28日～】

○孤独室SNSによる広報・情報発信【8月】

8月以降の取組予定

○NPO等紹介動画配信【10～11月】

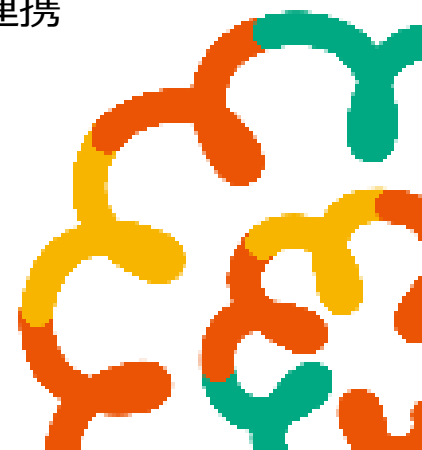
孤独・孤立対策担当室
(内閣官房)
X(旧Twitter) アカウント





2.孤独・孤立対策推進法の概要

- 孤独・孤立対策推進法の概要
- 孤地方公共団体の役割と基本的施策
- 孤独・孤立施策の効果的な推進のための関係者相互間の連携と協働の促進（第11条関係）
- 孤独・孤立対策地域協議会（第15条～第19条関係）





★孤独・孤立対策推進法とは、孤独・孤立対策を**安定的・継続的に推進**するための法律。（支援の本格実施、国・地方自治体の役割の明確化、政府の体制等）

★地方公共団体においては、主に、

- ・ **関係者の連携・協働の促進（地方版官民連携プラットフォーム）**
- ・ **孤独・孤立対策地域協議会の設置等**
- ・ 相談支援
- ・ 啓発活動
- ・ 人材の確保・養成等

を行うよう努めることとされている。

★地方版官民連携プラットフォームは、**水平的連携**のもと、**顔の見える関係づくり**、人と人をつなぐネットワークづくりの場。

★地域協議会は、**個々の当事者等**に関する、**情報共有・具体の支援内容を協議**する場。

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

孤独・孤立対策における地方公共団体の役割と基本的施策

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 (略)

孤独・孤立施策の効果的な推進のための関係者相互間の連携と協働の促進（第11条関係）

趣旨

- 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者それぞれ単独での対応は困難。
- このため、国及び地方公共団体において、官・民の取組の連携・協働を図る観点から、**国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者相互間の連携と協働を促進**するために必要な施策を講ずるよう努めることについて、規定するもの。

地方自治体における具体の取組

官民連携プラットフォーム ※地域の実情に応じて組み立て

関係者間で顔の見える関係を構築し、連携・協働による効果的な施策を推進

行政機関の各部署

当事者等支援を行う
民間団体

地域住民、地域団体

民間企業

その他関係団体

取組例

- ・ 実態把握、取組方針の策定
- ・ 情報共有、相互啓発活動
- ・ **当事者等への支援**
- ・ 社会資源の開発
- ・ 住民への情報発信、普及啓発活動
- ・ 人材確保・育成のための研修

孤独・孤立対策地域協議会

（第15条～第19条関係）

- 当事者等支援を行う関係者で構成
- 具体の支援内容について協議
- 関係者に秘密保持義務（罰則付き）を課すなど関係者間で情報共有を円滑に行える仕組みを整備

孤独・孤立対策地域協議会（第15条～第19条関係）

概要

- 複合的な要因が背景にある孤独・孤立の状態にある当事者等への支援に当たっては、**個々の状況に応じて多様なアプローチや手法による分野横断的な対応**が求められる。
- また、これまでは、関係者間で連携した当事者等への支援を行うに当たって**個人情報の共有に関するルール**がなく、現場で支障が生じたケースがあった。
- このため、**地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援に関係する機関等により構成される孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める**ものとするとともに、**関係者間で必要な情報の共有が円滑に図られるために必要な規定の整備**を行うもの。

孤独・孤立対策地域協議会

- ・必要な情報を交換し、当事者等への支援内容について協議
- ・協議会の従事者に秘密保持義務（罰則付き）をかけるなど、支援に必要な情報を関係者間で共有できる仕組みを整備



※調整機関は、必要に応じて協議会の構成機関等から指定できる

当事者等

現時点では福祉等の制度による支援の必要はないが、孤独・孤立の状態や心身の健康が悪化しないために何等かの支援をする必要があると認められるようなケースを想定。

具体例：

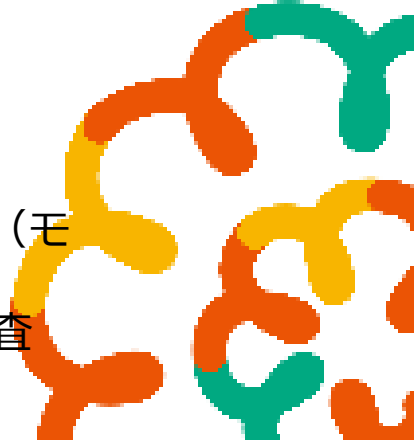
- ・死にたいという気持ちがある。両親ともに病気・障がいを持っており面倒をみているがつらい。仕事はしているが自分も精神疾患で通院中。生活全般の相談がしたい。
- ・定年退職後に突然、事故で妻を亡くしてしまい、一人暮らしとなった。友人が心配して訪問するも、放っておいてくれと追い帰されてしまう。家も散らかり放題で、食事也十分に摂れていない様子。

支援

既存の協議体（社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業や生活困窮者法に基づく支援会議、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会など）を活用した支援も可能とする運用とする予定



3.孤独・孤立対策推進法の 施行に向けて

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）
 - 「社会的なつながり」と各部局の関係、先進事例（市原市の例）
 - 令和4年度孤独・孤立対策に資するNPO法人等への調査結果から
見えてきたこと（①アンケート調査、②現地調査）
 - 孤独・孤立対策推進法の施行通知に盛り込む主な事項
（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム関係、
孤独・孤立対策地域協議会関係）
 - 地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進（モ
デル調査事業）
 - 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査
 - 孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査
- 



point!

- ★社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて対応する必要。
 - ⇒特に官民連携プラットフォームの主体は**民も官（担当部署）も多様**に。
協議会も含め、**福祉の支援者団体だけで閉じないように**。
 - ⇒**まずは**官民連携プラットフォームづくり（顔の見える関係づくり）に着手し、**孤独・孤立対策の関係者の広さを認識**、居場所など**資源を把握**。
その後、具体の支援のための地域協議会のメンバー選定、設置のイメージ。
- ★人と人との「つながり」を生む取組はすでに地域で実施されているかも？
（例：社協のサロン、文化芸術活動、スポーツサークル、空き店舗を活用した地域振興）
 - ⇒「孤独・孤立対策のため」の取組を新たにつくるだけではなく、今ある取組が孤独・孤立対策にもなるという認識を持って地域を見渡す。
- ★既存の会議体を活用して、官民連携プラットフォームや地域協議会を設置することもできる。その場合も、**孤独・孤立対策は既存の制度以上に広い範囲の関係者間が主体となる**ことに留意。
- ★内閣官房より、順次、取組事例等を展開予定。

地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制（イメージ図）

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

- ・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
- ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援（具体の支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施）、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

- 首長
- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する
庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関（保健所・保健センター、学校 等）

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体（スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等）
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

②孤独・孤立対策地域協議会

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体の支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務（罰則付き）あり

社会的なつながりの取組

「**社会のつながり**」は、全ての部署に何らかの関連がある。

	部局	関連事項の例
1	企画部	・SDGs、女性活躍推進、シティープロモーション、広聴
2	総務部	・デジタルディバイド、DX、地域防災
3	財政部	・納税状況、債権管理
4	地方創生部	・共創、地域おこし協力隊、スポーツ、シビックプライド、移動の確保、外国人
5	市民生活部	・地域連携、コミュニティ
6	保健福祉部	(省略)
7	子ども未来部	・子育て支援、虐待対策
8	環境部	・環境活動、ゴミ出しトラブル、多頭飼育崩壊、異臭・騒音問題
9	経済部	・オープンイノベーション、ICT人材育成、企業連携
10	土木部	・道路愛護、河川愛護
11	都市部	・まちづくり協議会、公園愛護
12	上下水道部	・料金滞納、見守り
13	消防局	・消防団、救急通報を何度もかけてくる
14	教育総務部	・就学援助、給食費
15	教育振興部	・不登校、ひきこもり、SSW

社会的なつながりの先進事例

分野	事業	自治体
SDG s	市民農園で畑サロンで多世代交流、環境学習	奈良県生駒市
	アプリで食品事業者とフードバンクつなぐ	岡山県
プロモーション	住民参加型の「準公式サイト」開設	茨城県石岡市
情報化	高齢者向けにスマホ教室	和歌山県新宮市
スマートシティ	健康アプリ、フレイル、健康不安の把握	千葉県柏市
滞納	税督促状に相談窓口の案内を同封＝孤立の把握	神奈川県鎌倉市
	水道料金滞納者にAI一斉電話	岩手県一関市
防災	津波避難計画策定 要配慮者、孤立の把握	神奈川県藤沢市
地域おこし協力隊	地域のスマホ教室	群馬県甘楽町
資産活用	廃校R e 活用プロジェクト	京都府福知山市
福祉	介護予防把握事業 フレイル、孤立の把握	奈良県生駒市
就労	LGBTQが働きやすい環境づくり事業	埼玉県
起業	カフェ起業ひきこもりの方の就労	滋賀県守山市
生涯学習	まちなかライブラリーで多様な交流	兵庫県神戸市
	県営団地におけるシニア合唱事業	神奈川県

令和4年度孤独・孤立対策に資するNPO法人等への調査結果から見てきたこと

①アンケート調査 報告書(令和4年10月18日)

■調査趣旨

コロナ禍を契機に「孤独・孤立」に関連する問題が顕在化しているが、分野を問わず、広くNPO法人や行政機関及び社会福祉法人等(以下「NPO法人等」)の活動が活発であることが、この問題の改善につながると期待されている。このNPO法人等の団体への期待は、「孤独・孤立がもとで困難な状況にある人にサービスを提供する」面と「ボランティア参加などを通して存在そのものが居場所としての機能を有する」面がある。また、立場の違う団体が連携して活動できるという、NPO法人等の特性も重要な観点として考えられる。

今回の調査では、これらの面からNPO法人等の活動状況等を把握し、今後、孤独・孤立問題の改善につなげるために地域で多様な団体の連携を後押しするための施策の検討に活用する。

■調査の目的

孤独・孤立対策に資するNPO法人等が単独では解決困難な課題の解決に向けた支援策の検討資料とすることを目的としている。

■調査事項

[団体の基礎情報] 法人格、所在地、活動対象エリア 等

[NPO法人等の活動内容] 活動分野、活動内容、直近年度のボランティア参加人数、直近年度の財政規模、直近年度の事業推進における連携団体数、直近年度に連携した機関

[孤独・孤立に関する活動内容] 孤独・孤立に関する活動有無、活動内容、活動頻度、ボランティア参加人数、活動予算

[活動の広がり] 活動が広がった経験有無、経験の具体的な内容、困難な状況におかれたスタッフ・ボランティアなど運営者の有無、今後連携したい機関

[組織課題] 孤独・孤立の問題に対する単独では対応が困難な課題、理由(上位3つ)

調査対象・方法

■調査の対象等

(1) 調査の対象

全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人/社会福祉法人/一般社団法人/一般財団法人/株式会社/任意団体等

(2) 調査対象団体数

約9,500団体

(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員、NPO法人ポータルサイト登録団体、テックスープ・ジャパン登録団体等)

■調査の方法等

(1) 調査期間

令和4年7月21日(木)～令和4年8月10日(水)

(2) 調査の流れ

内閣官房→調査実施事務局※→調査対象団体 ※調査は一般社団法人RCFに委託して実施

(3) 調査の方法

①調査実施事務局から調査対象団体宛にオンライン回答フォームをメール送付

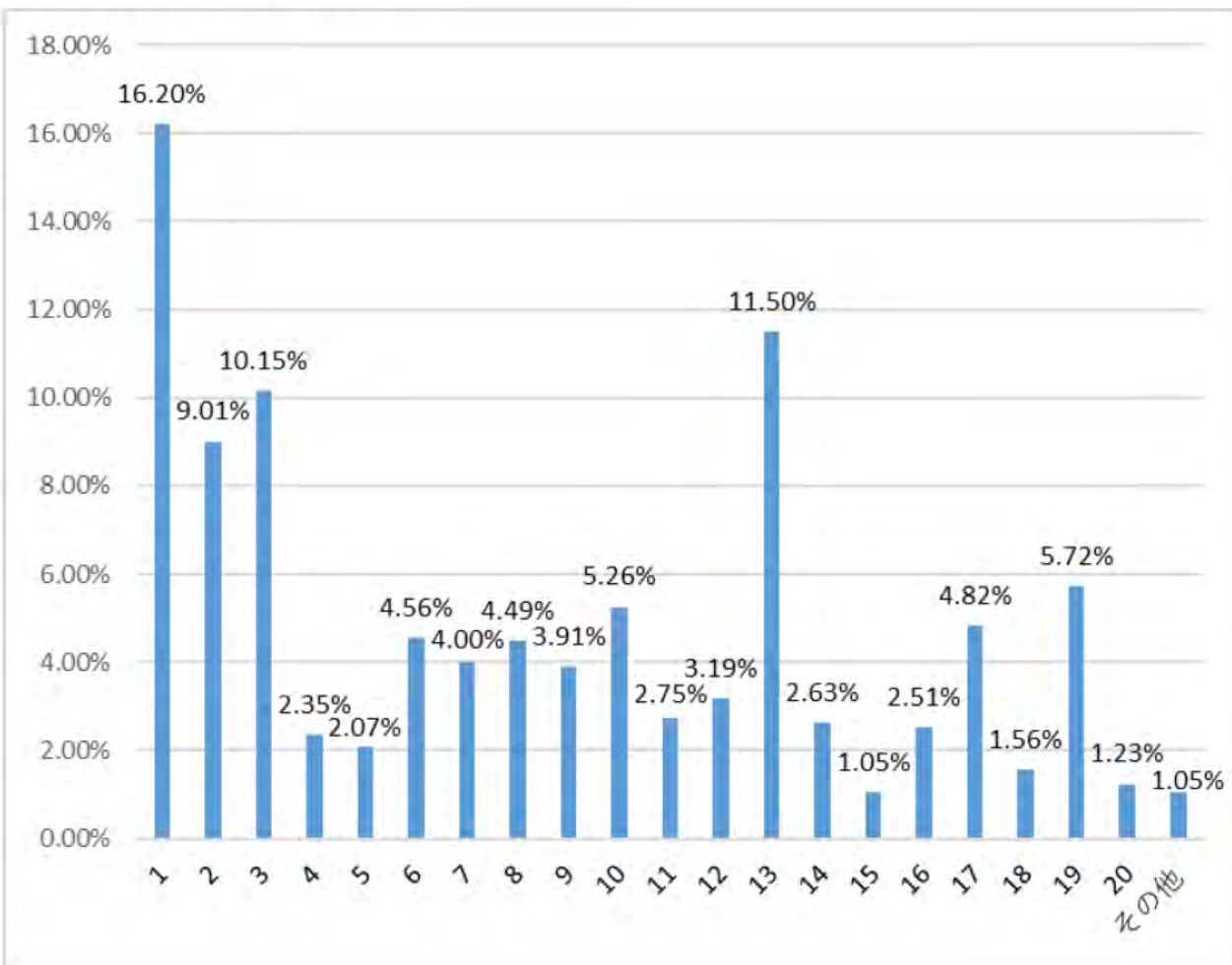
②調査対象団体はオンラインにより令和4年8月10日までに回答

(4) 有効標本数

1,020サンプル

調査結果(基本属性)

■活動分野(n=4,297)



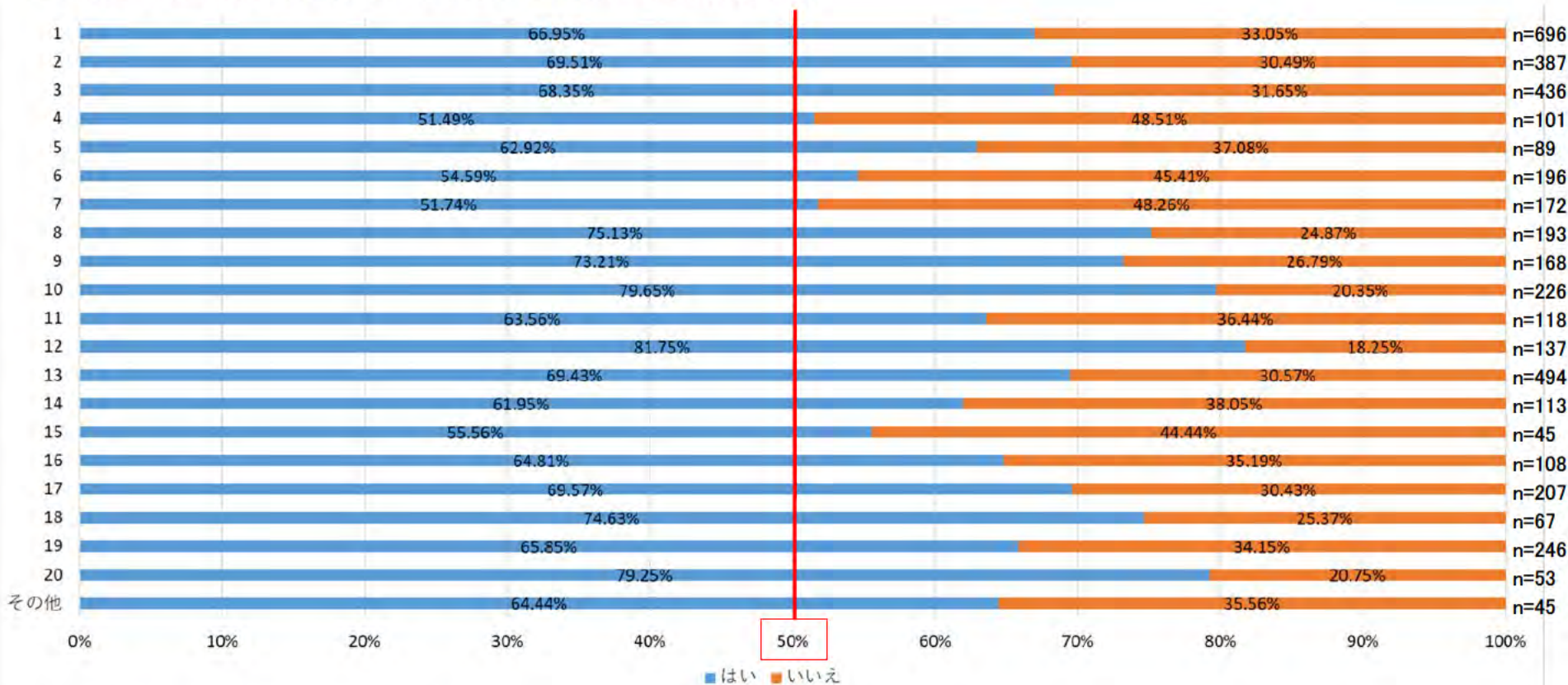
1～20は「特定非営利活動促進法第二条別表」による分類

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

調査結果(活動自認別の傾向①)

活動分野毎に差はあるものの、**どの分野も5割以上は孤独・孤立状態の課題に関わる活動に取り組んでいる**。孤独・孤立の解決につながる活動は**特定分野によらない**ことが思料できる。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動有無一活動分野※別

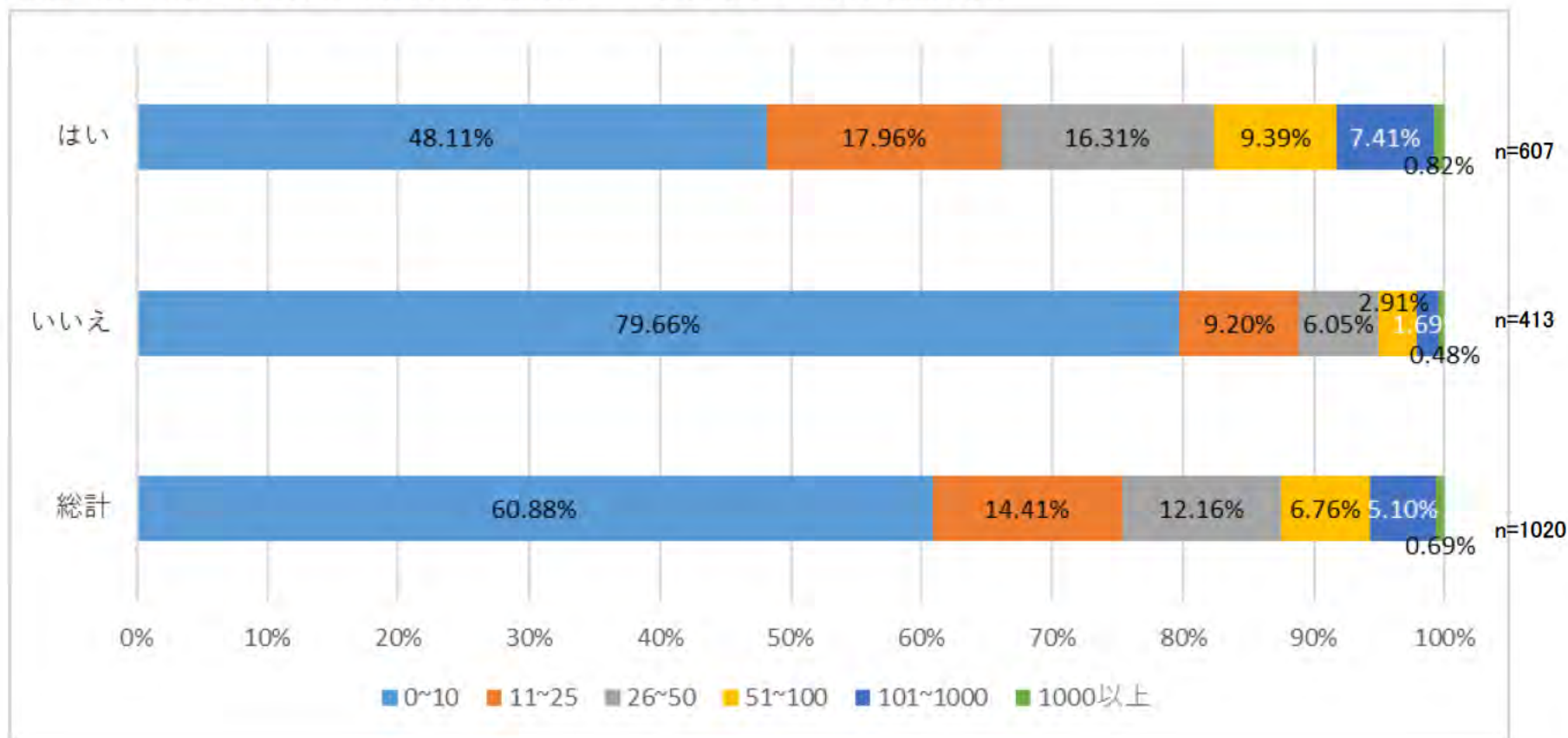


※1～20は「特定非営利活動促進法第二条別表」による分類

調査結果(活動自認別の傾向②)

活動を自認している団体ほど直近年度の連携団体数が増加している。ゆえに、**孤独・孤立問題に取り組む際に、多様な機関の連携が必要**であるのではないかと思料できる。

■ 孤独・孤立状態の課題に関わる活動有無一直近年度の連携団体数別



調査結果(活動の広がり傾向)

「これまでの活動で思いがけず広がった経験はあるか、またその具体的な内容※」について、以下の意見があった。これらの意見から、**直接目的でなくても孤独・孤立の解消につながる活動がある**と言えるのではないかと思料する。

- ・ 一般市民向けの生物多様性保全・里山保全のための山林整備活動にひきこもり者が参加。山林整備活動の充実感や達成感、また親子参加した家族間のコミュニケーションが促進され、孤独・孤立対策やその予防にもつながっていると感じた。
- ・ 築古物件をボランティアの方とリフォームし、住宅確保要配慮者に提供。高齢者や矯正施設出所者の方々もリフォームに参加し、自分が必要とされている居場所作りにもなった。
- ・ 公共スケートパークが、不登校や引きこもり状態など、多様な人々が安心して自分の素を出して集える場所として活用されている。

- ・ 若者の自死予防のアプリの話をIT関連企業と進める中で、オンライン上で孤立した若者との接点を探る取り組みに発展。
- ・ 子どもたちの居場所作りを始めたが、ヤングケアラーやその子どもたちが大人になって行政支援が切れた場合でも利用・相談する場所になってきている。

孤独・孤立の解消を目的としないイベント・居場所が、困難な状況にあった当事者の参加により、結果的に孤独・孤立の解消につながることもある

孤独・孤立に関連するある分野の課題解決が、他分野の課題解決に副次的に広がることもある

※「問⑫これまでの活動において、以下の各項目に当てはまる経験はありますか。当てはまるものをすべて選択してください」選択肢「1.思いもかけず単発のイベント/事業に多くの参加者が集まった経験、2.思いもかけず継続的な事業(〇〇教室など)に多くの参加者が集まった経験、3.思いもかけず多くのボランティアが集まった経験、4.思いもかけない人や団体が協力してくれた経験、5.思いもかけず寄付が集まった経験」問⑫でいずれか1つでも選択した方は、その具体的な内容について可能な範囲で教えてください」

②現地調査 報告書(令和5年3月17日)

■目的

アンケート調査結果(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/research2022/221018_gaiyou.pdf)から得られた示唆を踏まえ、アンケート調査の補完調査の位置づけとして現地調査を行った。

目的は、「**孤独・孤立の解消を主な目的としていないが、広い意味で孤独・孤立の解消に資する活動を行っている団体**」の掘り下げを行い、好事例の発掘・取組傾向の発信を行うこと、及び自治体や他団体の課題解決のための連携を進めることを目指し、以下とした。

- 「孤独・孤立の解消を主な目的としていないが、広い意味で孤独・孤立の解消に資する活動を行っている団体」が多くあることを、具体的な事例とともに発信する
- 「思いがけず」活動が広がり、孤独・孤立の解消に資する形に発展した事例から、取組の特徴や工夫等、傾向が明らかになる
- 更なる事業・活動の発展に向けて団体が抱える課題・ニーズ、自治体や他団体に対する期待が明らかになる
- アンケート調査で得られた示唆(孤独・孤立への取組に対する多様な機関による連携の必要性、連携が必要とされる場面等)を深掘りし、更なる連携促進への課題とニーズが明らかになる

■背景

本調査報告書の発信による自治体とNPO法人等への意義づけを想定して目的を設定。

まず自治体においては、本調査結果を受け、**孤独・孤立対策を行うNPO法人等としてこれまで着目していなかった団体の可能性に気づき視野を広げ、更に地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいても対象がより幅広い層のNPO法人等に広がることへの期待がある。**

また、NPO法人等においては、本現地調査結果を受け、これまで連携先として着目していなかった他団体の可能性に気づき、連携促進につなげ、更に本調査報告書に記載された好事例の取組を参考に、**自団体の事業・活動の幅を広げ孤独・孤立の対策に発展させることへの期待がある。**

調査対象・方法

■調査の対象等

(1) 調査対象の選定

「孤独・孤立の解消を主な目的としていないが、広い意味で孤独・孤立の解消に資する活動を行っている団体」を選定。アンケート調査協力団体のうち3団体を抜粋、その他に好事例を有すると考えられる団体2団体を対象に加えた。

また、活動分野や事例の特徴、活動地域、法人格(NPO法人、社会福祉法人等)、知名度に多様性を持たせることも考慮した。

(2) 調査対象団体

- 認定特定非営利活動法人 茨城NPOセンター・コモンズ
- 認定特定非営利活動法人 キッズドア
- 社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会
- 猫町倶楽部
- 特定非営利活動法人 エイブル・アート・ジャパン

■調査の方法等

(1) 調査期間

令和4年12月上旬～令和5年1月下旬

(2) 調査の流れ

内閣官房→調査実施事務局※→調査対象団体 ※調査は一般社団法人RCF・NPO法人クロスフィールズに委託して実施

(3) 調査の方法

原則、各団体の活動場所を訪問し、担当者にインタビュー形式で対面にてヒアリングを行い、可能な限り活動場所を視察(対面が難しい場合はオンラインにて実施)。

各団体につき2～3時間の枠を調整し、ヒアリングと活動現場の視察をこの時間内で実施。

総括・示唆

①「思いがけず」孤独・孤立の解消に資する活動を行っている団体の取組傾向

■総括

孤独・孤立の解消を直接目的としていない団体においても、「属性を越えて人が他者や社会と接点を持つ」機会を生み出す活動を行うことで、孤独・孤立の予防や解消に貢献し得ると考えられる。

孤独・孤立の予防や解消に資する可能性が確認された事例は、大きく「交流・体験の場を創出する活動」と「地域で見守りを浸透させる活動」の二つに分類できる。

それぞれの活動が孤独・孤立の予防や解消につながる上での取組傾向として、下記5点があげられる。

①交流・体験の場を創出する活動の事例に見られた特徴

- 人と人が出会い、対話し、ともに体験する機会を提供していること
- 「誰でも参加可能な開かれた場」の創出を通じて交流・体験の場を提供していること
- 文化芸術活動や環境保全活動が交流・体験の場をつくる手段になっている

②地域で見守りを浸透させる活動の事例に見られた特徴

- 地域住民の間で気づきの目を増やす
- 地域での「役割」や「関わりしろ」をつくる

■示唆

- 孤独・孤立の解消を直接目的としていない団体においても、属性を越えて人が他者や社会と接点を持つ機会を生み出す活動を行うことで、「周囲からの受容感を得られる」という価値と「社会への帰属意識が醸成される」という価値を創出し、その結果孤独・孤立の予防や解消をし得ると思われる。
- 一見孤独・孤立対策とは直接関係がないように見えるものの、孤独・孤立の予防や解消に資する活動を行っている団体は多く存在していると考えられる。
- **今後、地方自治体がNPO法人等との連携を通じて孤独・孤立対策を進める際には、特定の支援に特化した団体のみならず、孤独・孤立対策を直接的な目的としていない・自認していない団体を視野に入れながら広く呼びかけていくことが対策の促進に資する**と考えられる。

総括・示唆

②NPO法人等の連携促進に向けた役割や取組への示唆

■総括

NPO法人等は各団体単独の活動を通じて十分に孤独・孤立の解消に資する活動を行うことができるが、**行政・地方自治体や他分野のNPO法人等、民間企業や地域の事業所等との連携により、活動の幅が広がり、更に効果的に孤独・孤立の解消に資する活動を行っている傾向が見られた。**

5団体の事例から、他機関との連携の在り方には「必要なリソースを集めるための連携」と「互いのニーズを補完した実務連携」の主に二つの方向性があると整理できる。

①必要なリソースを集めるための連携

5団体の事例調査より、情報発信力の不足を補うために行政や自治体との連携をする動きや、自団体に不足する人・モノ・金・ネットワークを補完することを目的に地方自治体・NPO法人等の他団体・事業所・地域住民等と連携をする動きが見られた。

②互いのニーズを補完した実務連携

事例調査より、NPO法人等は連携を促進するために、連携し得る団体のリソース・強み・活用方法・ニーズを理解すること、このような団体と接点を持つ機会をつくること、お互いの強みやニーズを考えた上で声かけし、すり合わせ、連携方法を探ることを心がけている傾向が見られた。

■示唆

- 他機関連携を行う上では、自団体と相手団体の双方にとって利点が生まれることにより連携は実現するため、信頼関係を醸成しながら、両者の課題を起点に解決策を描いた上で必要なリソースにアクセスすることが重要であると考えられる。
- **今後、NPO法人等が他機関連携を検討する際には、自団体のみで連携を模索するリソースや連携のためのネットワークが不足している場合、中間支援を専門とする団体に頼ることも有効な手段であると考えられる。**
- **地方自治体がNPO法人等との連携を通じて孤独・孤立対策を進める際にも、中間支援団体を巻き込み、中間支援団体の持つリソースやネットワークを活用することが有効であると考えられる。**

孤独・孤立対策推進法の施行通知に盛り込む主な事項 (地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム関係)

概要

- 参画する関係者が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すもの。
- 「予防」の観点¹が重要であり、その取組としては、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりを行うもの。

【具体的な取組(例)】孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定／関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動／関係者で連携した当事者等への支援(具体的な支援内容に関する協議は、孤独・孤立対策地域協議会で実施)や社会資源の開発／住民への情報発信、普及啓発活動／人材確保・育成のための研修

- 官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要。

孤独・孤立対策地域協議会との関係

- 孤独・孤立対策地域協議会：支援関係者が、個々の当事者等への具体的な支援内容の協議をする会議体。
- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム：広く地域の関係者が、住民や関係団体への普及啓発・地域における各種の「居場所」づくり・関係者間のネットワークづくりなどを行うための会議体。

他の会議体の活用

- 地方版官民連携プラットフォームを新設するほか、各政策の地域における課題の共有、普及啓発、人材確保・育成を目指す研修、関係者間のネットワークづくり等を実施することを目的とした既存の会議体に機能を追加し、活用することで地方版官民連携プラットフォームを立ち上げる方法や、既存の会議体を地方版官民連携プラットフォームに組み込んで、分科会という形で開催することも考えられる。

【既存の会議体の例】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく(自立支援)協議会／社会福祉法に基づく支援会議／生活困窮者自立支援法に基づく支援会議／子ども・若者支援推進法に基づく子ども・若者育成支援地域協議会／児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会／介護保険法に基づく地域ケア会議／住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく居住支援協議会／地域自殺対策プラットフォーム／ひきこもり支援プラットフォーム／就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム／第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会／被災者支援・復興支援の対策会議

- 既存の会議体への活用の際には、これまで当該会議体への参画を求めていたにも関わらず得られなかった団体も孤独・孤立対策の観点から参画することで、既存の会議体における主体の多様性が実現できる可能性があることにも留意。

孤独・孤立対策推進法の施行通知に盛り込む主な事項 (孤独・孤立対策地域協議会関係)

令和5年10月10日
第2回孤独・孤立
対策に関する有識
者会議資料3より

特徴

- 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに参画する関係機関等のうち、特に個々の当事者等への支援に関係する各種団体等（地方自治体の中で当事者等へ専門性の高い支援を行う関係部署、社会福祉協議会、社会福祉法人、当事者等を支援するNPOなど）で構成。
- 地域における当事者等への支援に携わる様々な関係者のネットワークの下、構成機関等が、共通の情報及び認識の下で、当事者等への個々の支援を円滑に行えるようにするもの。

他の会議体の活用

- 協議会を新設するほか、既存の会議体に機能を追加することや、これらの会議と時間を切り分ける等した上で、協議会として活用することも可能。

【既存の会議体の例】社会福祉法に基づく支援会議／生活困窮者自立支援法に基づく支援会議／介護保険法に基づく地域ケア会議／子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会／児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく（自立支援）協議会／消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会

- 特に、重層的支援体制整備事業の支援会議が設置されている場合は当該会議体の活用や、今後設置することを検討している場合にはセットで立ち上げることも有力な選択肢。

個人情報の取扱い・秘密保持義務

- 当事者の個人情報（個人データ）については、本人の同意を得た上で構成機関等の間で共有することが原則。
- 一方、例えば、当事者がセルフネグレクトの状態であるなど、本人が支援の必要性についての自覚がなく個人情報の提供に同意しないケースも想定されるため、例外的に本人の同意なく個人情報を第三者に提供できる場合に当たる具体のケース例を示す。（関係省庁と調整中）
- なお、構成機関等の間で円滑な情報の共有ができるよう、協議会の事務に従事する者又は従事していた者に対する秘密保持義務を法律に設けている（罰則付き）。

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の推進

- 住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・N P O等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業。
- 官民連携プラットフォームのモデル構築と、その成果を全国に共有することで、各地域の実情に応じた官民連携による孤独・孤立対策を推進。

※令和4年度実績 29団体（都道府県・政令指定都市 12団体、市区町村 17団体）

実施体制

- 地方公共団体の実情に応じて、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- 国は委託事業者とともに、地方公共団体の活動をきめ細かく側面から支援し、調査・分析を実施。

実証事業

地域の実情に応じ実施

- 官民連携プラットフォームの構築 ◎
- 孤独・孤立に関する普及活動 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業 ◎
- 当該地域における孤独・孤立の状況把握
- 地域における担い手の把握・見える化
- 人材確保・育成を目指す研修実施 など

地方公共団体の孤独・孤立対策の取組を強化

地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組事例

設置上の工夫

設置・運営形態の工夫

- 広域の自治体で連携してPFを設置（連携中枢都市圏を形成する6町との連携）【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- PF運営の民間団体への委託 【福岡県北九州市】

既存会議体の活用

- 既存の複数の会議体を整理・統合してPFを設置 【広島県三原市】 **事例②**
- 重層的支援のための会議体を基盤にしてPFを設置 【徳島県】 **事例③**
※その他、既存の地域づくりの連携会議（岡山県笠岡市）を基盤としてPFを設置する例、被災者支援・復興支援のための会議体（愛媛県宇和島市、熊本県熊本市）を基盤としてPFを設置する例など

構成員等の工夫

- 県内の全市町村が構成員として参加【岐阜県】 **事例④**
- 地方銀行、郵便局が構成員として参加【鳥取県鳥取市】 **事例①**
※その他、地方銀行が参加（埼玉県、愛媛県）、農業協同組合が参加（三重県伊勢市）、商工会議所が参加（三重県伊勢市、鳥取県ほか）、宅建業協会が参加（徳島県）の例など
- 全国的な中間支援団体をPFのアドバイザーとし、連携してLINE相談を試行実施【山形県山形市】 **事例⑤**

運用上の工夫

特定のテーマから取組み、広げていく工夫

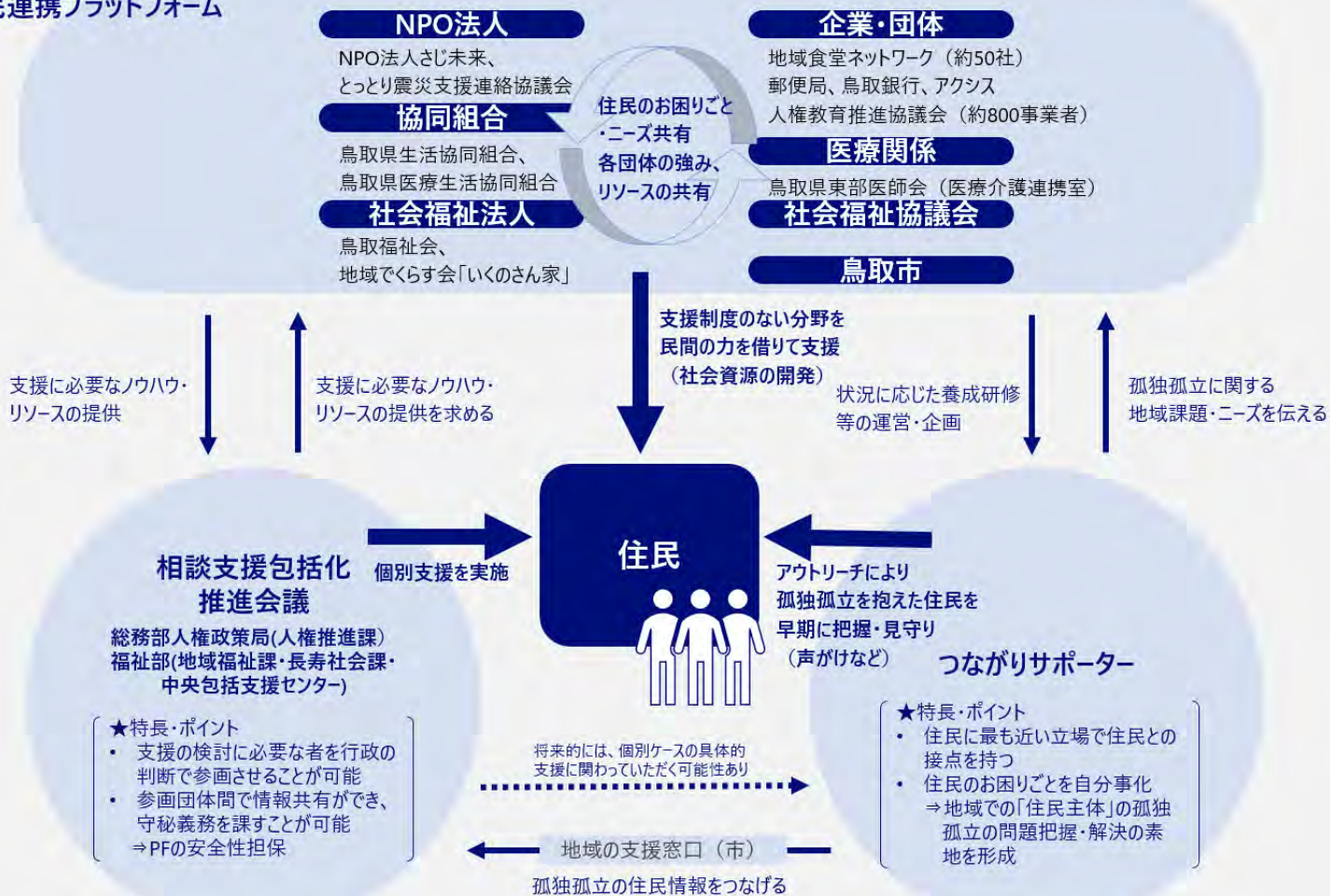
- ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者とその家族への支援（相談アプリとGIGAスクール端末の活用など）から入り広げていく例
- 自殺予防対策から入り広げていく例 【青森県】 **事例⑥**

PF構成員と連携した対策の推進

- 相談窓口を開設し、PF構成員の支援機関が連携して対応 【鳥取県】 **事例③**
- 孤独・孤立問題を抱えた住民に早期に声がけできるよう「つながりサポーター」の養成研修を実施 【鳥取県鳥取市】 **事例①**
- アートを活用した居場所づくり【神奈川県座間市】

- ・ PFには郵便局・銀行含む多様な構成員が参加。「つながりサポーター」の養成研修、社会福祉法上の支援会議（相談支援包括化推進会議）へのノウハウ提供などを通じて、有機的に連携できる姿となっている
- ・ 今後、連携中枢都市圏を形成する6町（鳥取県4町、兵庫県2町）と連携してPFを拡充設置する方向で取組中

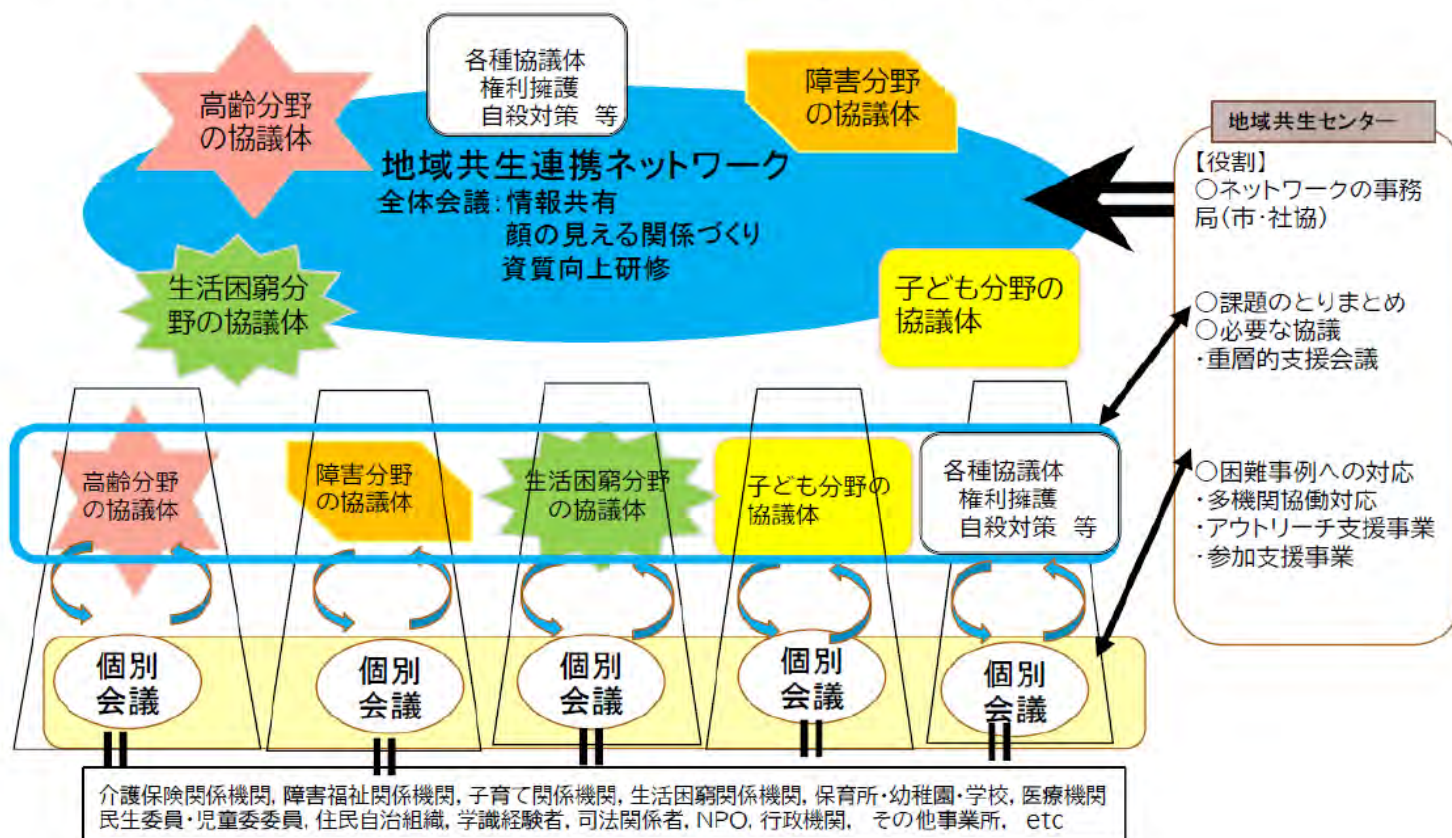
官民連携プラットフォーム



- ・ 市内で既存の会議体についての調査を実施し、それぞれの会議体を実態を整理した上で会議体を整理・統合し、地域共生センターを事務局としたPFを設立。
- ・ 既存の各種協議体を、プラットフォームを構成する部会として配置し、複合課題によって対応が必要な事例をバックアップする体制を整理した。

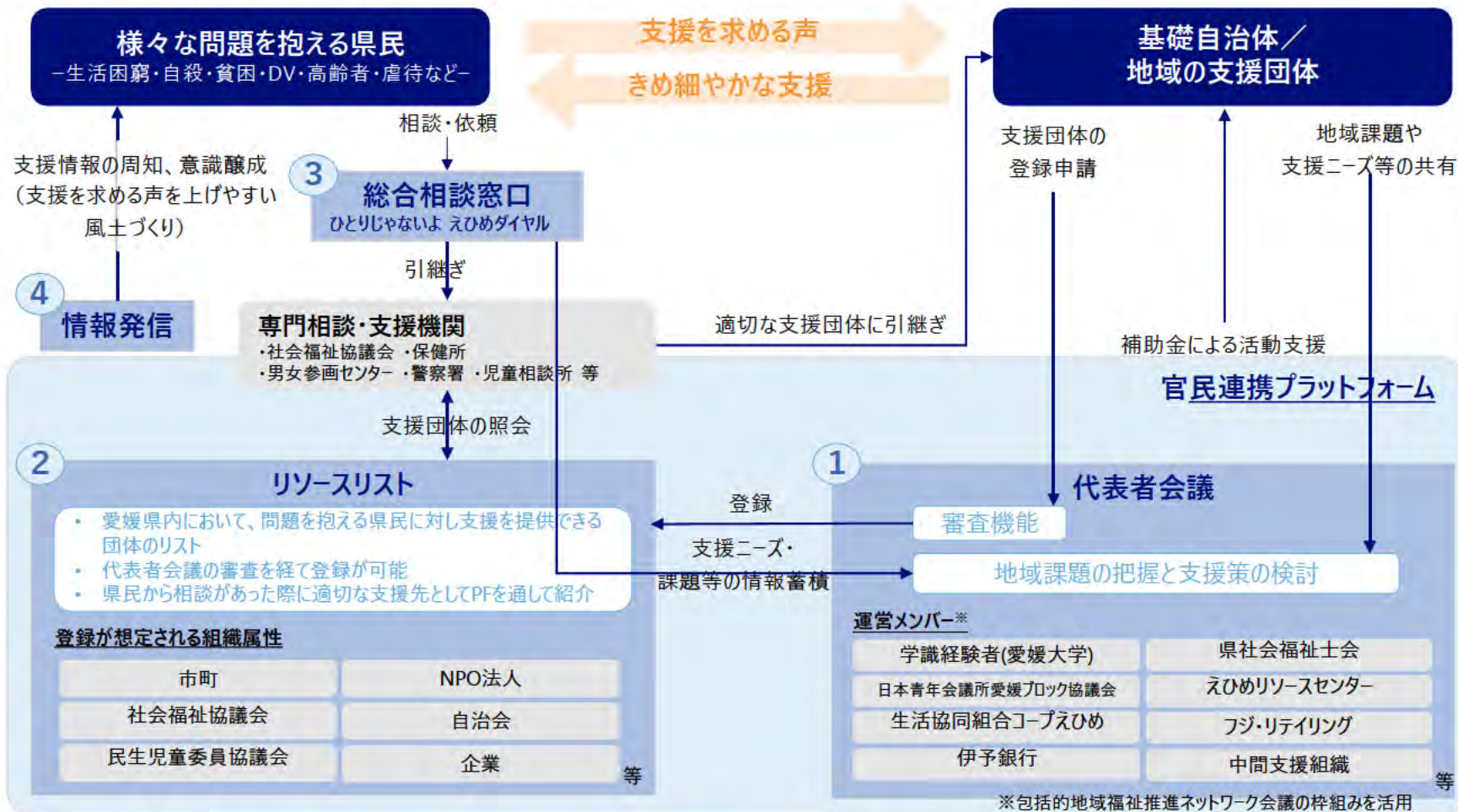
地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)

【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク



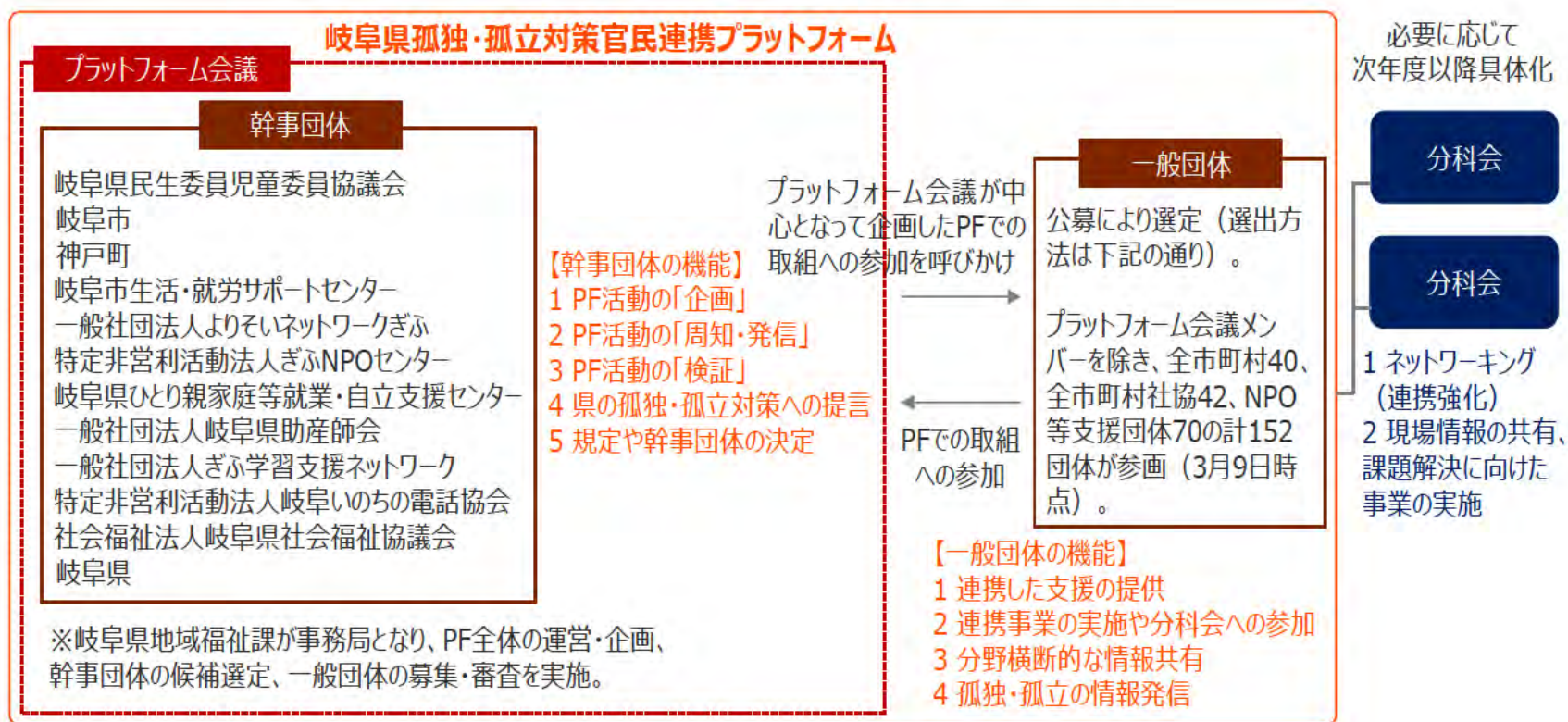
- ・既存の豪雨災害被災者支援の会議・地域共生社会の実現に向けたネットワーク会議を基盤にPFを設置。銀行など企業も構成員として参画。
- ・総合相談窓口から、PFのリソースリストに登録されている支援団体までのつなぎの仕組みを構築。

※主な関係者（自治体、連携先支援団体、住民等）、連携における取組内容、連携による提供価値等を記載



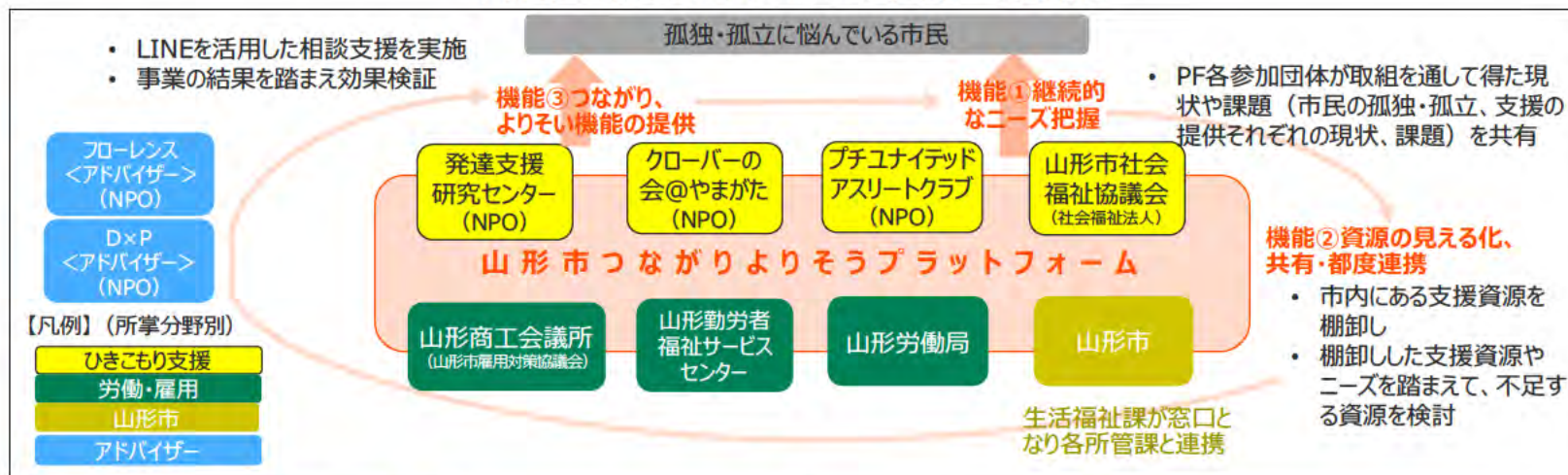
- ・PFに主体的に参画し、提言する「幹事団体」と、公募により選定される「一般団体」とでPFを構成。
- ・県内全市町村がPFに参画しており、定期的に意見交換会や国の動向等の共有を行い、協力的な関係を構築。
- ・特定の分野（複合的な分野を含む。）や特定エリアを対象としたテーマに機動的に取り組むことができるように、分科会を設置予定。

岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

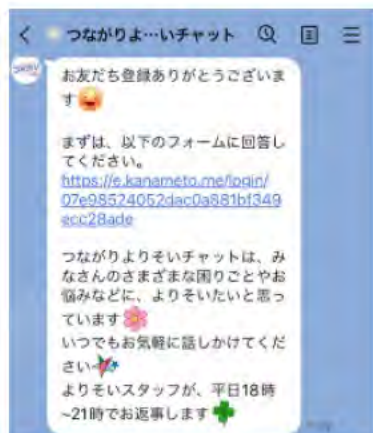


- ・「山形市つながりよりそうプラットフォーム」を新設の組織体として設立。
- ・PFの第1弾事業である「つながりよりそいチャット」の運営にかかわった中間支援団体（運営を行った認定NPO法人フローレンスと、若者支援で豊富な実績を持ち「つながりよりそいチャット」の運営を側面支援する認定NPO法人D×P）にも声掛けし、アドバイザーとしてPFに参加。

山形市つながりよりそうプラットフォームの概要



つながりよりそいチャットの画面



認定NPO法人フローレンスによるプレスリリース

- ・既存のPF（子供・若者支援地域協議会）を再編し、新たに「高等学校以降の子ども・若者の支援について語らう会」を設立。
- ・ひきこもり等の悩みに関し、従来から幅広い世代への支援を実施してきたところ、新たなPF設立により、特に手が届かない、将来的なひきこもりの予防にもつながる中高生への支援を検討し、PFを強化
- ・教育機関と連携し、GIGAスクール端末で利用できるSNS相談アプリの運用を市内小中学校で開始。

ひきこもり等の悩を抱える子ども・若者（おおよそ15～39歳）とその家族など

ひきこもり・居場所のない中高生（～18歳）とその家族や教員など

相談

既存の面談相談・電話相談

- 子どもの笑顔守るコール（中学生までの教育相談）
- ひきこもり等子ども・若者相談支援センター（15～39歳まで若者相談）など

✓ 子ども・若者本人が面談・電話相談に来るケースは少ない

✓ そこで、更なるアプローチの接点創出を企画

【新規施策①】SNS相談アプリ

- 2022年夏に一部の小中学生を対象に実証実験を実施。
- 2023年度より、GIGAスクール端末に搭載し、恒常的運用開始を計画。

【新規施策②】アウトリーチ的事業の拡充

- 2023年2月よりヤングケアラー支援を目的に家事・育児訪問支援サービスを開始
- 2023年度よりSSW増員

- 相談対応
- 訪問支援
- 相談窓口の周知
- 重層的支援会議との連携による漏れの無い支援

枚方市役所

【健康福祉部】

健康福祉政策課
保健所 保健医療課
母子保健課
健康福祉総合相談課
障害支援課
生活福祉課

【その他】

商工振興課

【子ども未来部】

「高等学校以降の子ども・若者の支援について語らう会」

子ども未来部子ども青少年政策課

子どもの育ち見守り室

相談対応を担当

教育委員会
児童生徒支援課

日々直接的に相談窓口対応にあたっている窓口の実務担当部署が主導

外部団体

【公的団体】

警察署
公共職業安定所
子ども家庭センター

大阪府立寝屋川高等学校
大阪府立大手前高等学校

【NPO/民間団体等】

医師会
保護司会
社会福祉協議会
人権まちづくり協会

あおい教育支援グループ
長尾谷高等学校

【住民団体・活動】

不登校・ひきこもり家族会連絡会
民生委員
児童委員協議会
青少年育成指導員連絡協議会

中学校以降の支援についてセーフティネットとなっている関係機関で構成し、議題に合わせてメンバーを調整。
既存PF外へも声掛けし、大阪府立枚方高等学校 SSW が参加。

1 目的

・NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対策に資する取組への支援を行うとともに、その取組成果等を踏まえた取組モデルとして構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.15億円（民間団体への委託調査）

3 受注者の役割

・受注者は、モデル事業の公募・採択、取組の進捗管理や支援を実施し、それぞれの取組成果や課題等を整理するとともに、得られたノウハウ等を抽出した取組モデルを提示する。

4 モデル事業の実施

(1) 対象者

・NPO、公益法人、社会福祉法人等の非営利団体（任意団体も含む）

(2) 支援対象となる取組

・孤独・孤立の問題に対する日常生活環境における早期対応や予防に資する先駆的な取組

【モデル事業のテーマと取組イメージ】

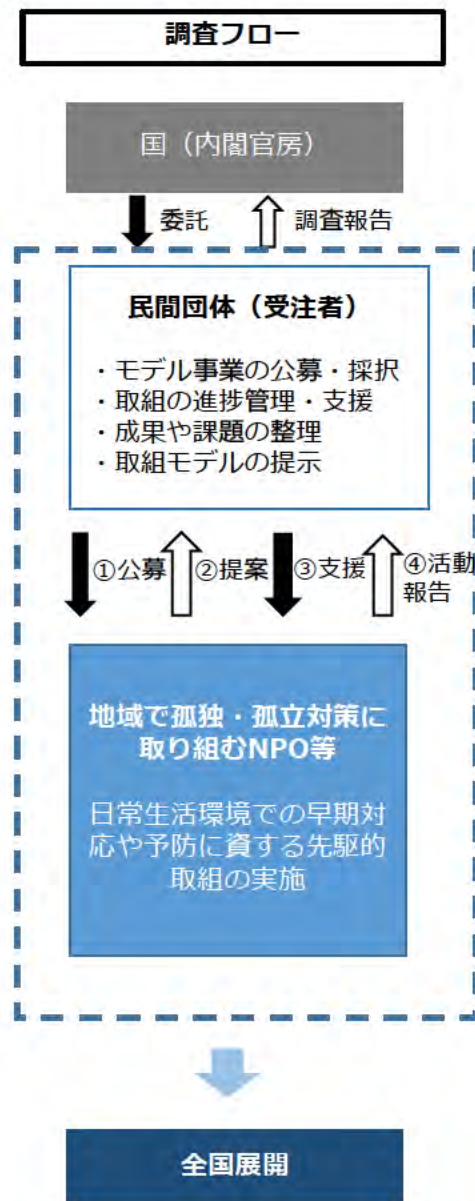
テーマ	取組イメージ
① 誰もが気軽に参加できる地域のゆるやかなつながりの場づくり	・スポーツや文化・芸術を通じたこども・若者、高齢者など多世代間の交流 ・シニア世代による子どもへの伝統行事等の伝承を通じた交流
② 自然に足が向く地域の居場所の提供	・大工仕事などを通じた中年・シニア世代の交流の場（日本版メンズ・シェッド） ・コミュニティカフェ、ものづくり、講習会などを複合的に実施する居場所 ・図書館や美術館、公園などの機能を活かした居場所
③ 多様な主体の水平的連携を通じた地域課題の解決	・新聞・郵便配達、宅配、コンビニ、理美容など地域インフラとの協働による地域の包括的見守り体制の構築 ・食品や生活用品などの支援物資に関する地域内のマッチングの仕組みの構築
④ 地域活動を通じた社会貢献	・シニア世代の知見やノウハウを活かしたまちづくりや中小企業支援 ・環境保全や農作業、防災ボランティアなど参加を通じた地域貢献

(3) 採択団体の取組に係る経費負担

- ①（市区町村区域想定）：上限200万円
- ②（小学校区や自治会等の区域想定）：上限50万円

(4) 対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等



「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例（1/2）

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

活動名・団体名・取組概要

リビングカーによるお出かけ「いとこんち」

一般社団法人 ソーシャルペダゴジーネット（北海道札幌市）

子育て中のシングルマザー・ヤングケアラー・社会的養護施設出身者など、孤独・孤立リスクが高い子どもや若者を対象として、調理機能と交流機能を備えた車両で市内各地に出向いて、見守り型サロンを展開する。

サロンでは、当該子ども・若者と、見守ってくれる地域住民とを「親戚のような」距離感で繋いでいく。

対象	特徴
子ども・若者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

活動状況

- 家庭に食料や日用品を配達しながら様子を聞き取る「見守り支援」は、シングルマザー、ケアリーバー、ヤングケアラー等延べ16名が利用。
- 外出機会が制限されがちな中高生を自宅に迎えに行く「移動支援」には、延べ12名が参加した。「送り迎えの車の中で話ができるのも、ゆっくり話ができている！」
- 子ども・若者が集まる場所に車を止め、車内空間を活用して交流を促進する「居場所づくり支援」には、延べ798名が参加。「案外居心地いいね。ちょっとアウトドアしてみたいで楽しい。」「もう毎週でも、毎日でも来て欲しいです。甘いものがあるのが嬉しい！」



ミツバチと共に創る心を繋ぐ地域共生コミュニティ

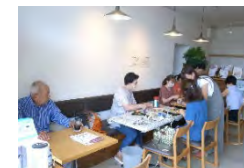
一般社団法人 WATALIS（宮城県亘理町）

当法人が運営するコミュニティカフェと遊休農地を活用し、孤立化しがちな高齢者をはじめ障がい者やメンタルヘルスに問題を抱えた人などを対象として、ミツバチをテーマとした体験型プログラムを実施。

地域の自然環境について学び、景観維持と環境保全を促進するための実践活動を行う。交流と地域貢献の取り組みを通して、多様な構成員が職業や世代を超えて繋がる新たな地域コミュニティを創る。

対象	特徴
高齢者・障がい者	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- メンタルに不調を抱える30代の男性がミツバチをテーマとした体験型プログラムに参加し、多様な世代の方との交流と地域貢献の取り組みを通して生きる喜びを実感。ミツバチ飼育に関わるようになってから気持ちの浮き沈みが緩やかになり、最近新しい職場が決まったとの連絡があった。
- コミュニティカフェには地域の高齢者が多く来店。98歳のおじいちゃんほぼ毎日来店。息子さん夫婦と同居しているものの、奥様が亡くなり同世代の知人もいなくなり話し相手がいらないとのこと。耳が遠いのでいつも筆談している。「ここでコーヒーを飲んで、話を聞いてもらうのが楽しい。こういう場所が欲しかったんだ！」



「『ゆるやかなつながり』を築けるような場づくり」の実践事例（2/2）

～地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査～

活動名・団体名・取組概要

日本版メンズ・シェッドの提供事業

特定非営利活動法人 かみああと（愛知県瀬戸市）

大工仕事などを通じた男性の中年・シニア世代の交流の場となる新たな居場所を立ち上げ、ペットのための小屋や野鳥の巣箱作りなどを地域の子供達と共に行う。

また、家具や自転車の修理など、地域に必要な活動を行うと同時に、ご年配者が自身の新たなスキル、技術をお互いに教えあい体得する教育の場として提供する。

対象	特徴
中年・シニア世代 (特に男性)	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

活動状況

- 興味を持って参加してもらえる中高年・シニア世代を集めるため、地元の町内会、地域包括支援センター、行政、市議員等の協力を得ながら、ポスターやパンフレットによる広報を実施。
- 近隣の市町に住んでいる人にも声をかけており、参加した人が地元の地区で同様の取組を展開することで、より広い地域で中高年・シニア世代の孤独・孤立の予防されることを目指している。
- 具体的に制作する作品を決めて、10月頃から参加者と共に制作に取り組んでいく予定。制作した作品を瀬戸市で開催されているマルシェに出品するなど、利益を得られる活動とすることで、本取組が事業終了後も継続して取り組んでいけるよう工夫。



SUBACOを拠点とした全世代ごちゃまぜに支え合う地域づくりの取組

特定非営利活動法人 抱樸（福岡県北九州市）

暴力団事務所跡地を活用した希望のまちプロジェクトを進めており、跡地における建築が始まるまでの期間SUBACO（プレハブ）を設置し、誰も寄り付かなかった場所で住民と出会い・つながり、「役割と出番」のある日常を創出する。

対象	特徴
孤独感を持つ多世代	ゆるやかな参加 地域とのつながり創出 役割創出 多世代交流 地域課題解決

- 「七夕飾りづくり」や「地域清掃」、「ミニマルシェ」等、地域住民同士が触れ合うためのイベントを開催（7月）。
- 弁護士や司法書士等と協働し、困りごとを抱える人と専門家をつなげ孤独に陥らないための機会として「いのちと暮らしを守るなんでも相談会」を開催。相談ブースだけではなくフードパントリー（住民や企業からの寄付等）、食事（ドライカレー、かき氷）の提供、こどもの遊び企画なども一緒に行い「夕涼み会」として沢山の方が参加できるような仕掛けを行ったこともあり、180名以上が参加。
- SUBACOの活動カレンダーを渡した住民から「今月のマルシェはいつ？」、「毎月楽しみにしているよ」などと声をかけてもらうことが多く、地域に少しずつ活動の認識が広がっている。



1 目的

・NPO等活動を熟知した中間支援組織による孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤整備のための支援モデルを構築し、全国展開を図る。

2 予算額

・1.2億円（委託調査：中間支援組織との委託契約）

3 公募対象者

・中間支援組織（孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、運営支援や人材育成、ネットワーク構築等の活動を行う非営利団体） ※コンソーシアムによる実施可。

4 モデル調査の実施

（1）概要

・中間支援組織は、以下のテーマに沿った、地域で孤独・孤立対策を行う中小規模のNPO等への非資金的支援を実施し、取組成果や支援ノウハウ、課題等を取りまとめ、内閣官房に報告する。

【公募テーマ案と取組例】

テーマ案	取組例	採択件数
① 孤独・孤立対策の取り組むNPO等の活動基盤の強化	・孤独・孤立対策の課題抽出と地域資源の発掘・ネットワーク化・見える化 ・孤独・孤立対策に取り組む中小規模団体への伴走支援を通じた運営基盤等の強化	5～7件
② DXを活用した効率的な支援体制の構築	・企業や市民からの支援物資・サービスと支援団体との地域マッチングシステムの開発と社会実装	各テーマ1～2件
③ 既存施策では対象とならない領域での孤独・孤立対策の促進	・中高年を対象とした地域貢献を通じた居場所づくり	
④ 福祉を起点とする孤独・孤立対策の充実	・既存の福祉施設の機能強化を通じた多世代・包括的な居場所づくり ・孤独・孤立サポーター制度の開発と社会実装	
⑤ 地域づくりを起点とする孤独・孤立対策の充実	・空き家・空き店舗、公共施設を活用した地域交流拠点の整備	

（2）活動範囲

・一つの都道府県域を超えて活動する事業

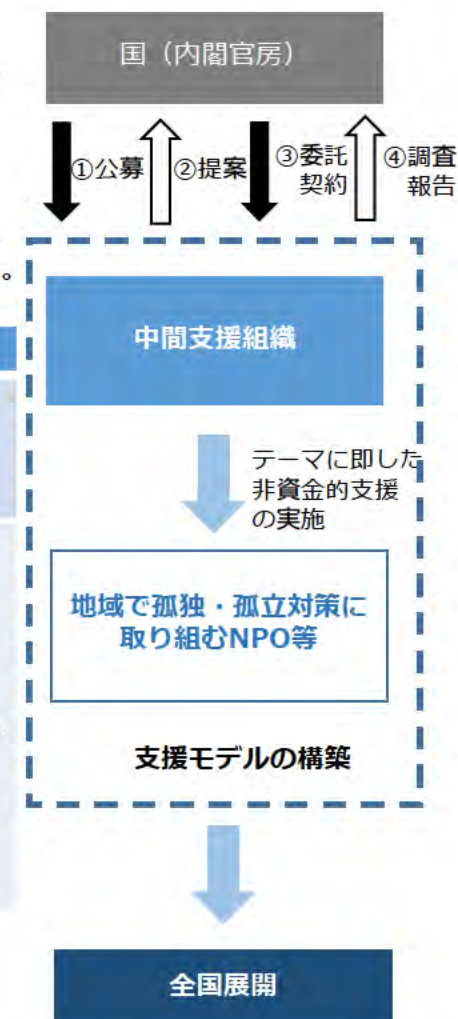
（3）委託上限額

・1団体当たり1,000万円

（4）対象経費

・人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費等

調査フロー



孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査 公募採択団体と取組概要（1/2）

	団体名/事業名	概要	活動地域 (予定)
1	認定NPO法人フローレンス （東京都） 社会全体で親子にエールを贈る 物資等マッチングプラットフォームの構築・基盤整備	これまでの食料等の支援物資のマッチングの活動を整理・統合し、 <u>全国・地域ベースのマッチングプラットフォームのデジタル基盤整備</u> を行い、支援が届きにくい親子にこども宅食等を行う地域団体等への試験的なシステムの導入・維持管理の伴走支援を実施する。	全国
2	認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ (東京都) 「福祉を超えた」協働関係の構築	地域の居場所を支援する中間支援団体への伴走支援等を通じて、 <u>こども食堂をはじめとした地域の居場所と文化芸術団体、宅配事業者、民生委員をつなげ、社会包摂を目的としたアートワークショップの開催等</u> を通じて「福祉を超える」協働関係を構築する	全国
3	一般社団法人全国フードバンク推進協議会 (東京都) フードバンク団体を起点とした、ケアリーバーへの支援スキームの確立	フードバンク団体と社会的養護施設との連携により、 <u>社会的養護のケアを離れた若者（ケアリーバー）を対象とした、食料支援や見守り等による支援スキーム</u> を確立する。	全国
4	一般社団法人RCF （東京都） 食支援による居場所提供を通じた、自治体・NPO・社協・民間団体等による連携組成或いは強化策の構築	居場所事業に取り組むNPO/自治体/社協/民間事業者等の地域内連携組成や強化へ向けて、 <u>地域の課題現状や関係者特性に応じた2手法の構築</u> を目指し2地域にて実践する。	愛媛県 熊本県
5	公益社団法人全国公立文化施設協会 （東京都） 劇場等文化施設を活用した孤独・孤立対策のための地域交流拠点の整備	地域の劇場等文化施設において、「鑑賞・音楽体験を通じた仲間づくり」、「未使用時のホールロビーを活用した商店街との連携による居場所づくり」など文化・芸術活動を活用したモデル事業を実施し、劇場等文化施設が <u>地域の課題解決のプラットフォーム</u> として、安定的・継続的に機能するための支援モデルを構築する。	全国

孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査 公募採択団体と取組概要（2/2）

	団体名/事業名	概要	活動地域 (予定)
6	社会福祉法人大阪ボランティア協会※ (大阪府) 関西2府3県の間支援組織の英知を結集したコンソーシアムによる支援モデルの構築 ※しがNPOセンター、きょうとNPOセンター、泉北のまちと暮らしを考える財団、ひょうごコミュニティ財団、わかやまNPOセンターとのコンソーシアム	<u>2府3県の間支援組織6団体がコンソーシアムを組成して、こども・ヤングケアラー・DV被害者の支援団体への個別伴走支援や小規模NPOのネットワーク形成を通じた支援モデルを構築する。</u>	大阪府 滋賀県 京都府 和歌山県 兵庫県
7	NPO法人市民ネットすいた (大阪府) 府県域をまたぐ生活圏域をベースとした中小NPOの活動基盤強化支援モデル構築	大阪府と兵庫県をまたぐ「北摂エリア」において、孤独・孤立対策に取り組む中小規模NPO及び地縁団体を対象とした、 <u>伴走支援や講習会、交流会等の実施による活動基盤強化支援モデルを構築する。</u>	大阪府 兵庫県
8	NPO法人北海道NPOサポートセンター※ (札幌市) 切れ目のない孤独・孤立対策のための多様な社会資源ネットワーク及び居場所機能強化事業 ※北海道ネットワーク、コミュニティワーク研究実践センターとのコンソーシアム	<u>「居場所」をなくした人たちが心理的・身体的に安心できる居場所につながり、社会参加の機会等を得られる包括的支援モデルを構築するため、地域の居場所の在り方の調査や伴走支援、支援情報の発信強化を行う。</u>	北海道 静岡県
9	一般社団法人えんがお (栃木県) 「居場所づくり」に特化した創業支援	空家を活用した多世代共生コミュニティづくりに取り組む当団体が、孤独・孤立対策の現状調査とともに、 <u>地域の居場所づくりに取り組む意欲のある団体等に対して、個別相談や伴走支援等を実施する。</u>	全国
10	一般社団法人気仙沼まちづくり支援センター (宮城県) 地域の居場所づくり活動ネットワーク化事業	東日本大震災の被災地である気仙地区（岩手県大船渡市・陸前高田市・宮城県気仙沼市）において、孤独・孤立対策ネットワーク会議を設立し、「 <u>高齢者</u> 」・「 <u>ひとり親世帯</u> 」・「 <u>障がい者</u> 」の居場所づくりを行うNPO等を対象とした、 <u>活動実態調査、研修会や交流会等を実施し、活動基盤の強化と市域・分野を超えたネットワーク化を図る。</u>	宮城県 岩手県